

平成23年柴田町議会第4回定例会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福 祉 課 長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第1号)

平成23年12月12日(月曜日) 午前9時30分 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第4 報告第1号 専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第5 一般質問

加 藤 克 明

舟 山 彰

平 間 奈緒美

佐久間 光 洋

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成23年柴田町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から12月15日までの4日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までと決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 12月の定例会、よろしくお願いたしたいと思います。

議会で風邪を引いたことはないんですが、今回ちょっと体調不良でございますので、聞きにくい点があることをおわびいたしたいというふうに思います。

それでは、報告をさせていただきます。

まず初めに、2011年東日本大震災の経過状況について申し上げます。

東日本大震災から昨日で9カ月が経過いたしました。日本列島各地で余震が起り、まだまだ予断ができない状況であります。先月、国土地理院の地震予知連絡会、いわゆる予知連では、ここ1カ月程度にマグニチュード7クラス以上の余震が起こる確率を約15%と算出、また、政府の地震調査委員会によると、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りで見られる可能性のあるマグニチュード8以上の地震について、今後30年以内の発生確率を20%から30%に引き上げている状況でございます。

さて、本町の被害状況については、本年の第2回定例会及び第3回定例会で報告しておりますが、その後の状況について説明、報告をいたします。

直接的な人的被害については、前回同様の内容となっておりますが、関連死で1名がふえ3名となりました。物的被害については、罹災証明の調査結果、全壊が13棟、大規模半壊が37棟、半壊が151棟、一部損壊が1,590棟、合計で1,791棟です。

被災者生活支援であります。半壊以上の被災者生活再建支援や義援金の支給はすべて完了しております。また、10月で申請を終了した本町独自の「震災住宅改修事業補助金」については、1,363件の申請があり、予算の不足額については、今回補正をお願いするものでございます。

倒壊家屋等解体処理業務委託については、63件の申請があり、内訳としては、既に解体済み家屋が25件、未解体家屋が38件であります。未解体家屋で個人が契約しているものが12件で、町に解体を依頼された件数は26件となっております。

施設等の被害額については、ようやく国の災害査定も終了し、下水道施設で10億8,300万円、土木施設関係6億7,500万円、農業施設関係においては1億3,300万円、その他、学校関係、生涯学習施設、水道施設、児童福祉施設、地区集会所、役場庁舎を含め総額で約20億5,600万円となりました。本格的な復旧の進捗状況については、9月下旬から順次業者に工事を発注しているところでございますが、業者も多く仕事を抱え忙しいようでございまして、完了までには平成24年度いっぱいかかる見込みでございます。

福島第一原子力発電所事故への対応としては、引き続き空間放射線量の測定を町内施設等38カ所で行い、その結果を柴田町のホームページと町のお知らせ版により情報の提供を行っているところでございます。一方、町民の放射能汚染への不安解消を図るため、食品の放射性物質そのものを測定する検査機器1台を消費者庁から貸与を受けましたので、来年1月から町民環境課に専従職員を配置して食材等の検査を実施する体制を整える予定でございます。学校給食等の食材を中心に検査し、その後、町民の方々にも自家用農産物等の食品を対象に無料で検査を実施する予定でございます。

今回の大震災を教訓として今後に生かすために、「自主防災組織」との地区懇談会や「出前講座」などをこれまで27回、延べ1,000人を超える町民の皆様に、被害状況と町のそのときの対応を説明し、その後意見交換を行ってまいりました。100枚に及ぶ画像を用いたこともあり、参加された皆様にはさまざまな疑問や不安が払拭され、避難所と給水所の運営やトイレの清掃などは利用した地域の自主防災組織等が新たな役割として担っていただけると、大変嬉しい懇談会となっております。また、防災機器配備を充実するため、自主防災組織に防災無線機、給水タンク、発電機・投光機セット等を追加配備するとともに、町が優先して開設する指定避難所6カ所にも防災機器を追加し、加えて災害対策本部には衛星電話を1台導入したところでございます。

今後は本格的な災害復旧事業に傾注してまいり所存でありますので、さらなる議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

2点目、平成23年度自治功労者及び町政功労者表彰式について申し上げます。

町政の発展に多大な貢献を賜りました方々の表彰式を、11月15日に槻木生涯学習センターにおいて挙行いたしました。

式典には、我妻町議会議長を初め山田大河原地方振興事務所長、須藤県議会議員、町議会議員、行政区長にご臨席いただきました。

叙勲の荣誉に浴された8名の方々を紹介し、地方自治の発展に尽力された8名、産業振興、教育文化、民生の安定、保健衛生、治安の維持などの各分野で功績を上げられた町政功労者12名・9団体の方々を表彰いたしました。

また、自治功労者・町政功労者表彰審査会において、東日本大震災に係る寄附金・支援物資の提供をいただいた方々へ感謝状を贈ることの審議をいただき、個人3名、50団体へ感謝状を11月21日に贈呈いたしました。お忙しい中、式典にご臨席をいただきました議員及び関係各位に対し、改めて御礼を申し上げます。

「2011東北こども博」について申し上げます。

10月8日、9日の両日、仙台大学キャンパスを会場に、2011東北こども博実行委員会主催による東日本大震災からの復興の願いを込めたイベントとして、「2011東北こども博」が開催されました。

このイベントは、社団法人日本玩具協会が毎年東京で開催している「東京おもちゃショー」の東北地域版として、今回の大震災により心や身体に痛手を負った東北の子供たちに笑顔と元気を取り戻してほしいという趣旨により、「あした、笑顔になーれ！」をテーマに実施されました。

2日間とも天候に恵まれ、宮城・福島・岩手の3県から大震災の被災家族を特別招待したほか、当初の来場予定者を大きく上回る約1万3,800人も家族連れなどが県内外から来場されました。会場では、おもちゃ遊びや人気キャラクターショー、仙台大学生によるスポーツ教室など盛りだくさんのイベントを楽しむ子供たちの笑顔があふれておりました。

このイベント開催が多くの子供たちを元気づけ、心の復興に一役買うことができたものと考えており、社団法人日本玩具協会を初め、会場とスタッフを提供していただいた仙台大学及び関係者の皆様のご協力により盛会裏に終了いたしました。ことしも仙台大学の学長とともに、来年度もこの東北こども博が仙台大学でできるよう鋭意努力をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、「縦ノ木は残った展望デッキ」の開通式について申し上げます。

柴田町を全国にアピールするきっかけとなったNHK大河ドラマ「縦ノ木は残った」ゆかりの地である、船岡城址公園の縦ノ木周辺で整備を進めてきた展望デッキの工事が完成いたしましたので、10月15日に「縦ノ木は残った展望デッキ」の開通式を行いました。

これまで多くの来訪者から、縦ノ木から望む「蔵王連峰の残雪と一目千本桜」や「緩やかな白石川の流れと桜並木」は絶景で、展望デッキがあつたらもっとすばらしいのにとという声が届けられておりました。

そのような声を受けて、平成22年11月11日に株式会社松浦組と工事請負契約を締結し、桜の花見シーズン前の平成23年3月末の完成を目指して工事を進めてきましたが、完成間近の3月11日に発生し、未曾有の大災害をもたらした「東日本大震災」の影響を大きく受けて工事の中止を余儀なくされました。

余震の落ち着きを見せ始めた震災から5カ月後の8月11日に災害復旧工事を発注し、当初の予定より7カ月ほどおくれましたが、関係する方々のご協力をいただいて無事完成すること

ができました。

当日は、雨模様の天候も開通式に合わせて回復し、我妻町議会議長のご出席をいただき、また、200名を超える公園利用者の方々などに参加をいただいて開通することができました。

さらに、観光物産交流館「さくらの里」を中心に、柴田町商工会による各種の出店、さくら大黒舞踊りなどの協力もいただいて、にぎやかなうちに開通式を終了することができました。お忙しい中、お手伝いくださいました方々に心から感謝を申し上げます。

その後、12月に至りましても、町内外から多くのお客様がこの展望デッキを目指し来町している状況でございます。昨年では考えられなかった現象が起きております。

今後は、引き続き船岡城址公園を中心に、歩いて楽しい、花のある美しいまちづくりを進めて、市街地の新たなにぎわいの再生を目指した施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、「歯と口腔の健康づくり月間 柴田大会」について申し上げます。

11月12日、保健センターを会場に柴田郡歯科医師会及び仙南地域医療対策委員会主催による「歯と口腔の健康づくり月間 柴田大会」が、歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発及び歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図ることを目的として開催されました。

この大会は、柴田郡4町及び宮城県歯科医師会が後援し、毎年行われているもので、今回、柴田町での開催となりました。

大会では、ゼロ歳から小学校6年生までの子供たち約500人へのフッ素塗布を中心に、「80歳になっても20本以上自分の歯を持とう」という8020（はちまるにいまる）運動の達成者及び事前に募集した歯や口腔に関する川柳の優秀作品の表彰、歯科相談、骨量測定などを行い、来場者数は、大会始まって以来の最多人数920人となりました。

大会に参加された皆さんが歯と口腔の健康づくりについて改めて意識するきっかけができたと考えております。柴田郡歯科医師会や関係者の皆さんのご協力により盛会に終了することができましたことを申し上げます。

最後に、平成23年産水稻作柄状況について申し上げます。

平成23年産水稻の作柄についてであります。農林水産省が12月7日に公表し、最終確定した全国の作況指数は、「101」で「平年並み」となり、東北6県の平均も「101」で「平年並み」、宮城県南部地域の作況指数は「103」で「やや良」となりました。

ことは、3月11日の東日本大震災や4月7日の大規模余震により、用水路やパイプライン等が甚大な被害を受け、作付が心配されました。柴田町土地改良区を中心に農業関係機関が

連携して応急仮復旧に全力で取り組み、例年より1週間ほど遅い田植えとなりましたが、西住地区の一部を除いて予定した水田はすべて田植えを行うことができました。その後、気候に恵まれ、おくれを挽回し、順調に生育いたしました。

また、福島第一原子力発電所事故により放射能汚染が心配されましたが、刈り取り前の町内5カ所の調査結果はすべて不検出となり、安心したところでございます。さらに、稲刈りが最盛期を迎えた9月21日には、台風15号による稲の冠水と倒伏により、減収と品質低下が心配されましたが、農家の皆さんと農業関係機関の努力により、11月17日現在で柴田町の1等米比率は82.9%とJAみやぎ仙南管内では高い比率となりました。

地震、放射能、台風とこれまで経験したことのない災害が続いた中、平年並み以上の成果が上げられましたのも、きめ細かい管理をした農家の皆さんのご努力と議員各位を初め農業関係機関のご指導のたまものと改めて感謝申し上げ、報告いたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いします。

質疑ありませんか。14番星吉郎君。何番目の項目ですか。

○14番（星吉郎君） 一番最後の点であります。9月21日に、台風ということで、15号の台風がありましたが、阿武隈河畔ですね、かなり冠水しまして、野菜に水がかぶったということでありまして、地元の野菜を作付している方々の話によりますと、上流では放射能の汚染等々、水が流れてきて、しかも阿武隈川河畔はかなり濃度の高い放射能に汚染されているんじゃないかというみんなの不安があったものですから、これについて調査等々しているのか、それともこれからしなければならぬのか尋ねたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 台風15号によりまして、阿武隈河川、冠水しまして野菜等大きな被害があったということは承知しております。

放射能関係につきましては、今、定期的に1週間に1回、大河原の振興事務所で仙南2市7町と、管内、柴田町分は一番出荷する時期の野菜を今定期的にやっております。今ご指摘ありました阿武隈川の野菜ということでは特定してやっておりませんので、県と連携して来週にでも今あるものを調査したいというふうに思います。

それから、土壌につきましては、今後、12カ所ですか、町内で水田、畑等について放射能、土壌も調査するというので県と今連携して進めておりますので、そこに阿武隈の河川敷ですね、土壌についても検査するように進めたいと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（我妻弘国君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成23年9月7日に船迫生涯学習センター地内において発生した自動車と公用車による交通事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものです。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） それでは、内容についてご説明を申し上げます。

今回の専決処分でございますが、9月7日、船迫生涯学習センター駐車場内において、駐車中の車のサイドミラーに公用車のドアが当たり損傷をさせたものであります。相手方の車を町公用車が損傷させたということで、相手方費用の全額を町が負担となったものでございます。この費用につきましては保険で対応いたしました。事故職員及び関係課長に対しましては、事故を検証し、安全確認に努めるよう指導いたしましたところでございます。

報告書の3ページをお開きいただきます。

専決処分書。11月3日付でございます。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1の和解及び損害賠償の相手方につきましては、記述のとおりでございます。次に、和解の内容及び損害賠償の額でございますが、町は相手方に対し損害賠償の額2万9,873円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するものという内容になってございます。

地方自治法第180条の規定に基づきご報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 事故がよく聞かれるんですけれども、職員の方々、いろいろ今回震災等とかそういうことでいろいろと心のゆとりというか、そういうものもあるのでないかなと思います。やっぱりくれぐれもこの事故に関する、やっぱり町ですので、十分に時間をとりながら運転もやっていかれるようお願いしておきたいと思ひます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですね。ほかにありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） ほかにないようでございますので、報告第1号専決処分報告を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、15番加藤克明君、直ちに質問席において質問してください。

〔15番 加藤克明君 登壇〕

○15番（加藤克明君） おはようございます。15番加藤克明でございますけれども、質問を始める前に哀悼の意を申し上げたいと思ひます。忘れてはならない3月11日、昨日、9カ月を過ぎたわけでございます。甚大な被害をこうむられ、いまだに行方不明者、また亡くなられた方に哀悼の意を表したいと思ひます。

それでは、1問目。旧トッコン工場用地を取得する考えは。

さきの第2回定例会におきまして不二トッコン跡地の活用について質問をいたしているところでございます。再度お伺ひいたします。

この会社は、昭和36年柴田町の企業誘致として初めて進出を試み、地元雇用を採用し、柴田町経済発展に寄与されたものでございます。近年の需要急減に伴う売上高の減少、価格の低迷などにより、今後も厳しい経営環境が予想されることから、操業を停止して廃業に至ったと聞いております。

これまで議会でも幾度となく議論になっておりました不二トッコン跡地の取得についてですが、最近、町長は各会合、またお話もされるわけでございますけれども、前向きな発言をいたしております。

船岡地区にあって、平場でまとまった敷地が確保できるこの土地について、今後の柴田町の計画を考えたとき、町長の発言に期待をいたしております。

これから建てかえが必要と思われる柴田町民体育館にかわる中央体育館（防災貯蔵施設、中央避難所）、大型児童センター、また図書館あるいは文化会館などの体育、教育ゾーンとしての用地の取得は急務であると考えております。現在この土地は管理会社が管理しており、売却の方向で看板が立ててあります。

手おくれになる前に策を講じるべきと考え、次の点についてお伺いいたします。

- 1 点目、土地を取得できた場合の利用計画は。
 - 2 点目、費用の捻出方法は。
 - 3 点目、取得はいつの時期になるのか。
 - 4 点目、この土地を取得できなかった場合の代替用地の考えは。
 - 5 点目、この土地の管理会社と交渉したことがあるか。
 - 6 点目、取得への課題として何があるのか、お伺いいたします。
- 2 問目。本町の今後の農業・農村づくりをどう考えているか。

9 月から11月上旬にかけて農業団体を中心に T P P（環太平洋経済連携協定）反対運動が全国的に展開され、国会議員も賛否が分かれる中、政府は「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との方針を打ち出しました。

農業を取り巻く環境は厳しく、少子高齢化、担い手農家の高齢化と後継者不足等により、江払いなどの共同作業が困難になってきている状況から、田畑の遊休地の増加など多くの問題を抱えております。T P P 問題で農家の不安も増大しており、ここで何らかの対策を講じなければ、町の基幹産業である農業は崩壊し、国土の保全など農業・農村の多面的機能が失われることが懸念されます。

農業・農村を取り巻く現状につきまして、町長に何点かお伺いいたします。

- 1 点目、政府が T P P への交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを、どうとらえ、町として今後どのように対応していくのか。
- 2 点目、集落（生産組合連合会）によって温度差はあるが、昔から行われてきた共同作業である江払いが高齢化等により実施が困難になっていることから、「排水路の江払いは町が業

者に委託すればよい」という若い世代の声もあります。柴田町土地改良区に委託して集落にお願いしている江払い制度を見直す考えはないか。

3点目、農村部では、本来町が行うべき町道や排水路等の草刈りを水田と一緒に農家が行っております。これを町が業者に委託して行えば数千万円が必要ではないかと思われま。里山を含め水田維持など国土保全に多大な貢献をしている農村部に、農村集落活性化交付金などを交付する考えはあるのか。

4点目、本年度予算で耕作放棄地再生事業補助金として150万円計上しておりますが、どのような機械を導入し、どのように活用されているのか、排水路の除草にも使えるのか。

5点目、新聞等によると、国は食と農林業の再生のために6次産業化を推進するとして、土地利用型農業について、今後5年間に高齢化等で大量の生産者が急速にリタイアすることが見込まれることから、話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20から30ヘクタールの規模の経営体が大半を占める構造を目指しております。確かに米価の下落、農機具や資材の高騰などで小規模面積の農家は経営が成り立たないのが実情であります。担い手の高齢化や土地基盤整備が進んでいない本町では、至難のことではないかと思われるが、大規模農家の経営体の育成に町として今後どのように取り組むかお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤克明議員、大綱2点ございました。

まず、第1点目、旧トッコン工場用地を取得する考えについてでございます。6点ほどございました。順次お答えいたします。

1点目、用地を取得する場合の利用計画でございますが、初めに土地の購入ありきではなく、何のために購入するのか、何に利用するのか、どれくらいの面積、建物が必要なのか等を踏まえた上で、どこの用地が最良なのかを判断して用地の取得を進めていきたいと考えております。

さきの議会においてお答えしておりますとおり、旧トッコン工場用地は、周辺の交通のアクセスへの利便性、集中した土地の面積等の条件からも、またコンパクトシティ構想と一体的な形成を図る上でも、公的機関の建設候補地としては大変魅力を持つ土地と認識しております。今後、旧トッコン工場用地にどのようなスポーツ、文化等の機能を集約していったらいいのか、また、施設整備をする際のゾーニングについて調査検討をするために、スポーツ・

文化ゾーン整備可能性調査を24年度の新規事業として新たに実施してまいります。

さらに、本年策定した総合計画の基本目標の一つである、教育・文化・交流都市の創造を実現するための政策の一つとして、健康づくり、体力づくりを取り入れたスポーツ交流を深めたいという住民ニーズに対応するために、スポーツ施設整備や総合体育館の建設に向けた調査研究の取り組みを個別施策として掲げております。今後、現在の町民体育館の建てかえを含めて、生涯スポーツの振興を展開するために必要なスポーツ施設のあり方や施設整備等に関する基本構想もあわせて24年度から策定するよう指示をしております。

これら二つの事業に当たっては、議会、町民のご意見を取り入れながら、幅広く議論、検討をしていきたいと考えております。

2点目、費用の捻出方法でございますが、構想の中で具体的なスポーツや文化等の施設整備の形ができてきた後に、土地の購入や施設建設のためにどのような国や県の補助金メニュー等があるのかを比較しながら費用を捻出してまいります。

取得時期についてでございますが、1点目でお答えしましたスポーツ・文化ゾーン整備可能性調査やスポーツ施設にかかわる基本構想ができた後に、中長期的な財政状況を精査、勘案しながら、議会と相談して進めてまいります。平成23年度の決算を踏まえて決断する場面が出てくるのではないかと考えております。

4点目、代替用地についてでございますが、スポーツ施設整備としては入間田の生涯教育総合運動場、文化公共施設用地としては将来の新栄通線を延長したエリア等が現在考えられますが、調査事業の策定の中で検討してまいります。

相手と交渉についてでございますが、まずは構想策定が前提となっておりますので、現在のところ土地の管理会社と直接交渉は行っておりませんが、あらゆるチャンネルを使って情報収集に努めております。

6点目、取得の課題についてであります。一つは、何を住民が必要として求めているのか。それを反映した場合にどのような整備計画の内容になるのかというのが第1点。二つには、財政的な資金繰りがいつの時期で可能なのが課題として上げられます。

大綱2点目、農業・農村関係でございます。5点ほどございました。

まず、第1点目、TPPの関係でございます。

TPPは政府の問題であり、最終的には国会で決定することになります。マスコミでも言われているようにTPPの内容が十分に国民に伝わっていないのが現状で、国民的議論が十分

に行われていないのではないかと考えております。私も、どんな関税があつて、関税が撤廃されることにより各分野にどんな影響があるのかを詳しくまだ知らないのが現状でございます。国がT P Pに加入すると決定していない状況と、参加した場合の農業に対する支援方針等が示されていない状況では、町独自に対策を講じることは難しいのが現状でございます。

野田首相はあくまでも国益に沿ってT P Pについての結論を得ると言っておりますので、県等と連携しながら、国民がわかりやすいように交渉過程の情報開示や関税撤廃後の生活への影響等について示すように国に働きかけていきたいと思っております。また、アンテナを高くして国の今後の農業施策などを注視し、町の農業、農家のために早目早目に各種事業に取り組みます。

2点目、江払いの関係でございます。

地域の共同作業で行っている用排水路の江払い、江刈りは、昭和48年度に建設課で出役金として賃金を支払う形で実施され、昭和61年度から土地改良区を経由して賃金として支払い、平成10年度から用排水路江払い委託料として土地改良区に委託するようになっております。委託料として予算措置するようになってからは、積算を水路の延長とのり面積で計算して委託していますが、幹線排水路36路線、支線用排水路23路線、小用排水路181路線、総延長102キロメートルに上ります。土地改良区では長年賃金という形態で集落に支払ってきた経緯や、区費や生産組合連合会会費として各集落で工夫して有効に活用してきた経緯があることから、委託料になっても以前の賃金ベースを余り崩さないで各集落に支払っている現状でございます。

柴田町では土地改良区へ用排水路江払い委託料として毎年1,450万円を支出しております。水路の延長等は異なりますが、近隣市町村を見ても、大河原町で払っているのが250万円、村田町は210万円、角田市は350万円、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町は支出しておりません。このように柴田町は毎年1,450万円を支払っておりますので、以前から農家に手厚い支援をしてきたと考えております。

しかし、江払い制度の実態を見ますと、集落によっては、本来町が実施しなければならない大きな堀の江払い、江刈りをやっていたり、小堀だけをやっている集落があるなど実態形態の違いや収入の使途も集落ごとに異なることから、来年度1年かけて行政区長、生産組合連合会長、土地改良区と協議しながら、新たな用排水路の管理のあり方を構築したいと考えております。

3点目、里山を含めた水田維持などの国土保全関係でございます。

農村地域の皆さんには、町道や排水路も含め地域の景観保全のため水田と一緒に草刈りをしていただいていることは承知しており、大変感謝しているところでございます。農地・水・環境の良好な保全と地域の振興を図るために地域ぐるみでの効果の高い共同活動を支援するとして国の「農地・水・環境保全事業」が平成19年度からスタートし本年度で終了しますが、柴田町では、13集落のうち4集落が取り組みました。5年間で4地区に約2,900万円が交付され、用排水路の江払い、農道の整備、道路への花の植栽、遊休地の除草、生物調査など、各集落とも工夫をして集落の環境保全に取り組んでいただきました。この事業を導入したことで集落で集まる機会がふえ、集落の農業や地域づくりを考えるきっかけになり、地域の活性化になったようでございます。

農地・水・環境保全事業は23年度で終了する予定でしたが、全国的にも事業の成果が上がったということもあり、交付金は20%程度減額になるようですが24年度以降も継続する見込みとなっております。こうした国の動きを踏まえれば、農村集落に対し、議員がおっしゃる農村集落活性化交付金という町単独の支援も必要な時代かとは思いますが、今回は、来年度から新たにスタートする農地・水・環境保全事業に13集落が取り組めるように、交付金の上乗せや職員の配置等の支援措置を講じてまいります。さらに、農村集落プロジェクトと並行して農村集落の活性化に取り組めます。

4点目、本年度で予算計上した補助金は156万円計上しておりますが、どのような機械を導入して、どのような活用をされているのかということでございます。

耕作放棄地再生事業は、農業の担い手の高齢化や減反政策等により増加している水田、畑の遊休地を管理再生するために、JAに事業主体となってもらい、除草機械を2台購入し、集落や農家に貸し出す制度です。導入した除草機械は2台で、トラクターのアタッチメント方式で、雑草はもちろん細い枝まで細かく裁断でき、角度も変えられるため畦畔や水路などのり面斜面も対応できます。もう1台は自走式で、小さな面積や連担していない田畑に対応するものです。どちらの機械も細かく裁断できることや、効率的に作業が可能です。除草した休耕田等に大豆等の作物やヒマワリやヘアリーベッチなどの景観作物を植栽することにより、農地の有効利用と里山も含めた国土保全につながるものと考えております。使用に当たっては維持管理のため5,000円の使用料をいただくこととなりますが、集落ぐるみで耕作放棄地解消に取り組んでもらえるようにJAと連携して推進してまいります。

5点目、大規模農家の育成でございます。

町の農業の基幹作物である米は、米価の下落、農機具や農業資材の高騰などにより20ヘクタ

ールを経営しても採算が合わないと言われております。さらに、担い手農家の高齢化や後継者がいないことから、大規模農家の経営体の育成以前の問題として、水田を耕作してもらえなくなる時代が目の前に迫っているのが現状でございます。今後農地の集約を進める上では地域の理解と協力が必要であり、農村地域の人々が現状を把握し、今後の自分たちの地域をどうしていくかについて話し合い、昔ながらの結など、互助精神を大切にした農村づくりが重要と考えております。国の戸別所得補償制度や農地集積協力金等を最大限活用しながら、農地集積円滑化団体であるJA、農業委員会、土地改良区等の農業団体と連携しながら、集落ぐるみの話し合いを支援します。

町独自の具体的な施策としては、本年度に創設した、おおむね10ヘクタール以上の水田経営を行い今後も規模拡大を図る認定農業者や集落営農組合、ミニライスセンター組合を対象にトラクターやコンバイン等の農機具の購入費の4分の1を助成する集落営農水田担い手対策事業を活用して大規模農家の育成と集落営農組織の立ち上げに取り組みます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 15番加藤克明君、再質問ありますか。許します。

○15番（加藤克明君） 答弁も長くてちょっと聞き取れないというか、そういうこともありますけれども、不二トッコンの跡地は前回もお話しさせていただきました、いろいろ前向きな形の中で考えていくというふうなことでございました。

確かに今回の地震、また財政的な問題が非常にあるのは当然理解できますけれども、それにつきましても、今、公共施設、子供たち、また大人が使える、体育館も状況的にはそういう状況にもある。また、学校関係におきましても、子供たちがプールもなくなってしまった。体育館が新しくできたんですけれども、それなりのやっぱり教育の中の活用が非常に不安だと。そういう意味合いから公的な施設を考えていかなければいけないのは十分ご承知だと思えますけれども、そこをやっぱり早目に手だてをしていかなかつたら何もできないということも、鉄も熱いうちに打てということもあります。財政的なことは十分理解できますけれども、逆に言えば、町有地の処分ということも、売買も、やっぱりその辺に力を入れるべきではないかと思うんですけれども、ちょっと財政面を含めた答弁をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 当然中長期的な行政運営、経営を考えれば、町がこれから必要な土地、いわゆる公共サービスの資源としての土地の少し先行しての取得というものについては十分考えていかなければいけない。当然もう一つは、町が使わなくなってきた遊休地につい

ては、処分するなり、貸すなりの方策を進めているというのが現状です。

ただ、財政的に、今議員もおっしゃいましたが、決して余裕のある状況ではなく、もしも踏み込むとすれば、当然現金ではなくて、さまざまな制度資金、いわゆる借金の可能性も考えなければいけません。そのためには何に使うのかということ、いわゆる目的が希薄なままに買うということについては自治法上許されておりませんし、逆に、高くなった時期に転売してしまったという自治体が昔あったような事件もありましたので、とにかく町と議会と町民が、これから4年、8年という総合計画の中でしっかりとどういう施策を希望し、町が実施していくのかということを決めてもらわないと第一歩は踏み出せないのかなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） そういう答弁でございますけれども、教育長、どうでしょうか。今、学校の子供さんたち、十分な体育というか、運動というか、体を動かす場所というか、そういうところに不安があるような気がするわけでございます。学校でこういうふうな、そういうふうな施設関係の充実というか、そういうことも含めたものはないでしょうか。短く答弁をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） この件につきましては、スポーツ施設、それから文化施設、それから児童関連施設等についてもさまざま現在議論されている中でございますので、教育委員会としては、そういった議論が進んでいずれ建設に向けての環境が整った時点のことを考えて、例えば近隣市町の既設のスポーツ施設の建設関係資料を収集するとか、そういった研究を進めておきたい、そんなふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 1点目は利用計画でございますから、スポーツ、文化いろいろございます。

捻出の方も、2点目もそうでしたけれども、捻出方法、財政課長の話聞いて状況は存じております。

町長、土地の取得、町長も政治的に手腕を持っておりますし、その辺の助成金とか交付金とかいろいろな補助金とか、そういう力があるというふうな評価をされております。町長も自分からたまに言うときがありますけれども、その辺の状況、自分のまた町長の気持ちの上で一言決意というか、その土地の取得に向けてお話をいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私が土地の取得で引っかかっていたのは、やっぱり今一番最初にやらなければならぬのは子供たちの学校の建設ということを第一義で考えておりました。おかげさまで、船岡中学校の耐震化、船岡中学校の体育館の新築、そして今、槻木中学校の新築、と同時に槻木小学校の大規模改修もやっております。来年度には船迫小学校の大規模改修を2年かけてやるというルールも敷かれましたので、心の重荷も少しとれてきて、学校関係が終われば次は皆さんの要望のスポーツ施設関係の整備に移っていくと。スポーツ関係の整備が明ければ次は図書館の整備というようなことも考えられるようになってきたのが実情でございます。

そのために、今回新たにスポーツ・文化ゾーン整備可能性調査ということで、トッコン跡地にどのような施設が、私たちの体力、要するに財政的な体力がどのぐらいある中で、どのぐらいの規模で整備が可能なのかどうか。二つですね、例えば総合体育館と図書館がそこに入るのかどうか。そういうことも含めまして、それから予算措置ですね、そういうのを含めまして、一步来年度は前に進みたいというふうに思っております。私としては、3月に23年度の決算でことし災害のために約5億円ほど一般会計から使っておりますので、その一般会計にどのぐらい資金がためられるかと、ここの状況が明らかになった時点で、先ほど申しましたように決断をするときが出てくるのではないかなというふうに思っております。そのときには恐らくスポーツ施設を優先して建てるための土地の取得というふうになるのではないかなと今は想定をしております。決まったことではありません。そういう頭でいるということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） この土地ですけれども、今、370万円か400万円ぐらいの固定資産税を納付しております。また、この土地ですね、地下水が高くて、そういう面では非常に、よく原発でいろいろな話が出てきますけれども、そういうやっぱり候補地というのはそこまでもこれから考えていかなければいけないかなと思うわけですね。それを含めた場合、この跡地、これから24年度の文化・スポーツ施設関係のことが事業展開するわけでございますけれども、やっぱりこれの対応を早期に対応していく、検討じゃなくて対応していかなければならないということをやっぱり提案しておきたいと思っております。

それでは、2問目の方に行きます。

農業関係に関しましては、答弁でも大変だということはありませんけれども、ただ大変だけ

じゃなくて、柴田の農業が形態が変わったということです。先ほども言いましたけれども少子高齢化ということで、その労働力の不足ですか、そういう面から農業を嫌うと。当然米価の下落とかそういうこともあるわけでございますけれども、大変なのは、まず一つは、T P P別ですけれども、大変なのは、現状とすればやっぱり農業用水路管理ですか。そういうことで、今回機械を導入されるということで非常に嬉しく思っておりますけれども、土地改良は、昔、建設課ということでお聞きになっておりますけれども、戻すとか、見直しの中に戻すということはないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 先ほど町長が申し上げましたように、用排水路の管理につきましては、町の方も担当部署が建設課あるいは農政課ということで何度か変遷がありまして、最終的には平成10年度から土地改良区の方に農政課の方で委託費として支払っているということでございます。

問題は、100キロぐらいの用排水路の延長があるんですけども、その中で、いわゆる水田に引く用水でない排水路というんですか、大きな山の方から来るやつですね。船岡であれば三名生堀とか、そういう排水路関係が40キロぐらいあるということで、その辺も含めまして、来年度1年ぐらいかけまして、そういう幹線については町がやるべきなのか、農家として受益ということで用水路だけを江払いをやってもらうかとか、そういう意味で土地改良区、連合会、それから町内部であれば都市建設課、農政課と1年ぐらいかけて地元の声を聞きながら、どのような方策がいいのか1年間で結論を見出したいなというふうに考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 用水路に必要なんですけども、結局排水路というふうな現状なんですね。簡単にいえば合併浄化槽の処理されたものが農業用水に入ってきます。悪臭だけじゃなくて汚染される、よく前ちょっと汚染米ということでそういう話はあったんですけども、どんどんそういう整備がされていない、そういう管理がされていないということから含めると、それを見るだけというか、それでももう農家の人はやっぱり若い人はやってと言って、本当のことだと思いますけれども、それも暑いときまたで2回ですけども、そのほかに小堀というか、自分の圃場の西側を自分でやって、お互いにやっていくんですね。結局は水を入れるところは自分でやりなさいと。管水路じゃなくて、畦の、個々に自分の圃場のところの水を引くとき。そういう形をよくわからないと思うんですね、携わって見ないと。我々議

員もやっぱり農業を、大抵じゃなくて農地を持っている方はわかると思うんですけども、現状はそのぐらいやっぱり汚染米というか、汚泥米に近いような状況でございます。だから、土地改良の結局その仕事、そこまで町が話をしているかそれはわからないんですけども、そういう現状を踏まえて、都市建設課長、その水路、結局は雑排水、そしてまた排水、排水というときれいなんですけれども、雑排水なんです。課長、どうですか、状況は。農地を含めたものの考え方で答弁を求めたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 地域、地域で用排水路。用水路、それから排水路、まさしく土側溝もあれば、側溝が入ってある程度整備をされた地域もあると思います。もう少し大きく見ますと、今、槻木、稻荷山用水路、実は入っております。あれについては、当然名取の方々は用水路と思っておりますけれども、槻木の方々は当然あそこに排水路、用水も引っ張るということで、やっぱりその地域、地域によって用水路あるいは排水路という形で流れているのが現状だと思います。

そういう意味では、やっぱり先ほど町長の答弁にもありましたけれども、来年1年かけてやっぱり生産組合、あるいは連合会長、役場、当然都市建設課、あるいは農政課が中心になるかと思えます。もう少しやっぱり土地改良も含めて、やっぱりその地域、地域の中で班単位、あるいは連合会単位になりますか、もう少し細かく現状をやっぱり把握しなければいけないだろうと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 五間堀ということで非常に大きい川があるんですけども、その管理もやっぱり含めて地区単位で今回請け負って土地改良からお願いされたということがあります。以前は業者の方に委託されていたんですけども、お金が合わない。業者の方がですね。それを地域の農家の方々が、昨年か聞いた話なんですけれども、五間堀の土手って大きいですから、あれを例えばその単位の地区ごとにやっているということで、何メートルかわからないけれども、9万円ぐらいだと。以前は業者でやったときは10万円以上でないと受け取らない。それが合わなくて9万幾らとか8万とかになった。それで農家の方々は、自分がやっぱり水を使う、そしてやっぱり自分たちが生産者だという、先ほど答弁の中にありました結という、そして心というか、そういうものが非常に強く農家の方々は持っています。今回機械が導入されて非常に喜んでおります。あの土手を刈るのに大変なんですよ。それでまた危険も伴うし。今後も、やっぱりそういう機械の導入も含めて、用排水路

の区分けですか、そういうことも含めながら、あと通水しなくてはいけないんですね。それをやっぱりどういうふうにして通水するか、しておかなければいけない。先ほど言った汚泥になりますから。排水というか、雑排水がですね。通水を今後やっぱり十分に、時期を見ながらじゃなくて定期的にやれるように。どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 五間堀の今お話がありました幹線排水路ですね。それにつきまして各地区から、一つは、非常にのり面が急で危ないと、それからお年寄りがふえてできないという声は町全体で寄せられておりますので、五間堀に限らず、先ほど町長なり都市建設課長がお話ししましたように、来年1年かけて、そういう大きな排水路については町が直接業者に委託すべきか、あるいは従来どおり土地改良区にお願いしまして地元でやってもらうかということを中心にみんなの意見を聞きながら、やれる集落は従来どおりやっていただく、あるいはどうしてもやはり高齢者だけになってできないという地区については直接やるとか、そういう話し合いで結論をつけたいというふうに思います。

それから、用水路の通水時期につきましては、普通、春4月ごろから通水するわけですがけれども、その前にごみ流しというんですか、秋から流していない以降のごみを流すために早目に流している状況でございます。議員おっしゃるように定期的に通水するというのもなかなか、特に船岡地区、定期的に流すというのはちょっと困難なのかなというふうには思いますけれども、土地改良区とちょっと相談しまして、10月以降3月まで通水しないわけですがけれども、可能かどうか協議して、やれるのであれば実施したいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 課長、土地改良にお願いじゃなくて、相談とかじゃなくて、するようにお願いしたいと思います。その辺を。

それから、江払いに出ないとお金を供出しないといけないんですね。それは地区によって違うんですけれども、例えばうちで今回出れないと。そういうことで、出ないかわりにという罰金なんて罰則でないんですけれども、5,000円であったり8,000円であったりというふうにいるいろいろなんですね。そこに生産者の方々って、それに何も言わないんですよ。普通だと言いますよね。町内会見ても、私は町内会に入らないと。生産組織はやめないです。そのぐらいやっぱりその思いですか、その思いをやっぱりわかってほしいというのも、現状をもっと知ってほしいということがあると思うんです。ただ、この5,000円でも8,000円でも出して、そのお金で年に1回生産組合の総会ということで1泊します。たしか1日3,000円かそ

のぐらいでしたよね、土地改良区から来る金額が。それにプラスされてということで、5,000円だったり8,000円だったり地区によっては違いますけれども、町長、どう思いますか。こういう状況で頑張っているんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） なかなかこの用水と排水の分離というのは物理的に理想としてできればいいんですが、膨大な資金がかかりますのでなかなか難しいというのが現状でございます。そういった意味で、農家の方々が都市部の家庭の雑排水も含めて江払いをさせていただいてると。本当に頭の下がる思いでございます。町としても、先ほど農政課長が言いましたように、農家の方々の気持ちを酌むような方向で前向きにこの問題を解決できるよう、今後私も力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 今回の震災でかなりいろいろな角度から左右されていて、質問する方としましても戸惑いを感じます。例えばそういう雑排水の関係でしたら下水道の整備も含めてお話ししたり何だりになりますけれども、下水道課長、そうですね。下水道はどうか、雑排水の関係の下水道の進捗状況は。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 下水道ですけども、今現在は新栄、それから調査関係については上大原、新大原というふうなことで進めておりますけれども、どうしても今回の震災でやはり大きな下水道については被害を受けているというふうなことで、先ほどの町政報告の中にも10億を超える被害ということで、これにつきましては今回追加議案というふうなことで災害復旧工事の契約案件を上げさせていただいておりますけれども、やはり業者の関係、そういった関係、それから事業量の問題、そういうようなことで来年いっぱいやはり災害復旧に重点を置いて実施をしていかなければならないというふうな状況になっております。

そういうようなことから、確かに汚水の問題、合併浄化槽が用水の中に流れているというふうな問題もありますけれども、今後とも災害の工事が完了した後、そちらの方を重点的に汚水の方の対策というふうなことで取り組んでいかざるを得ないというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○15番（加藤克明君） 最後になりますけれども、1問目に戻って恐縮ですけども、土地の取得に関しましては新年度やっぱり盛り込んでいかなければならないのかなと思うんですけれ

ども、これ、町長、答弁は要らないんですけれども、心の中の決意として受けとめていただきたいと思います。農政関係に関しましても農家の方々、生産者の方々の理解を得られたのかなと私は思っております。新しい年度を迎えますけれども、その辺にはやっぱり弱者救済と言いますけれども、手厚いやっぱり支援というものはそういうことを含めて考えてやっていただきたいということが言えるかと思えます。本当に弱者なのか。これはちょっと言葉の表現難しいんですけれども、その辺の精査も必要でないのかなと私は思えます。今後、私も一般質問の中でなかなか言いにくいというのは非常にあるわけです。本来でしたら、まともに執行部との話をできるのが普通かなと思うんですけれども、やっぱり言動というか、その使い方にも非常に気を使ってやっていかなければいけない部分もあります。それだけ世の中は変わったと、受けとめ方が変わったということだと思いますので、きょうの質問に対して答弁をいただきましたけれども、前向きで後ろ向きにならないようにこの震災で、そういうことで進んでいただきたいと思えます。

以上です。終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて15番加藤克明君の一般質問を終結いたします。

それでは10分間休憩いたします。

再開は10時55分。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

12番舟山彰君、直ちに質問席において質問してください。

〔12番 舟山 彰君 登壇〕

○12番（舟山 彰君） 12番舟山彰です。

まず、私も、きのうで大震災から9カ月が過ぎたということで、犠牲者の方に哀悼の意を表したいと思います。また、被害に遭われた方に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、「がんばろう！東北・宮城」という強い気持ちを改めて持つものでございます。

それでは、質問に入ります。

大震災対応の検証とその活用は進んでいるのか。

9月議会で、「東日本大震災に係る町災害対策本部関係及び地域防災組織の対応検証」が配付された。町災害対策本部の検証、自主防災組織の検証、町に寄せられた町民の主な意見等

が書かれている。

1) その後、さらにどのくらい検証を進めているのか。また、その検証を生かしてどのような対応がとられてきたのか。まず一般的に伺いたい。

2) 次に、当資料の中で私が気になった点について質問したい。

①「町長へのメッセージ・メールの主な意見等」とあるが、区長会で出た意見は含まれているのか。大震災後、区長から出た意見にはどんなものがあるのか。

②「町災害対策本部の検証」の中で、「本部の設置場所が狭かった」「本部会議に消防団関係者が出席せず、会議がスムーズに行われなかった」「本部はもっと複数の連絡チャンネルを保持すべきではないか」「今後、町の組織において総務課が消防団、交通指導隊、防犯実働隊を一括して担当することを検討していただきたい」、このような意見があったが、町として今後どうするのか。

③「本部各班及び各課等の検証」の中では、反省点として、「広報車による広報では住民に聞き取れない場面があった」「震災時の避難場所になっている船岡体育館を開放したが、体育フロアはガラス等の破片が散乱していたため、玄関付近のロビーで避難スペースを設けたが、停電時の暖房器不足や照明の確保ができなかった。そして、その避難状況を対策本部に連絡することができなかった」「槻木体育館を避難所として開放したが、16区集会所に地域住民が避難したため体育館への避難者は一人もいなかった」「電気・水道・燃料供給・食品購入・交通など復旧計画に関する明確な資料・情報が電話対応班に伝達される仕組みができていなかった」「給水タンクの数少なく、給水箇所が限られた」「人員配置の取り決めをしておくべきだった」等が挙げられ、これらについての改善点、課題や意見も書かれているが、町としては今後どうしようと考えているのか。

④「自主防災組織における検証」では、災害に関する提案等で、「災害用リヤカーは、給水活動、自宅被害の荷物運びと役に立つ」「当地区は、70%が山間部にあるため、車で巡回するのにガソリン不足で大変苦労した」「集会所に明かりがつかないため、だれもいないと思われ立ち寄りなかった」「情報伝達が不完全なため、区民への連絡が途絶えた」「区長車に『緊急車両』のステッカーの貸与」等、まさに大震災に遭遇した住民の実情があらわれている。町としてこのような点にどう対応するのか。

⑤「町長へのメッセージ・メールの主な意見等」では、「地域防災計画の見直しが必要ではないか」という意見に対し、回答は、「今回のような大震災の際には、すべての領域を行政だけでカバーすることは極めて困難となることから、今後、共助といわれる自主防災組織の

活動が重要になってくる。だから、防災計画における自主防災組織の活動について見直しを図る」とあるが、町民の中には、これでは自主防災組織に期待をかけ過ぎる、防災計画の中での行政としての役割についてやはり見直しを図るべきとの意見もある。町としてどう思われるか。

⑥最後に、「柴田町の『震度計』」についてであるが、これを一般町民が見て、なぜ柴田町の震度が周辺と違うのかという疑問を解消できないのではないか。また、気象庁設置の震度計は、仙南地区では3カ所、柴田町、丸森町、仙台空港だけとある。そして、仙南地区3カ所以外は主に宮城県で設置しており、「観測した震度は、地盤などの影響により、周辺と比較して震度1程度の違いが出ることがあります」と書いてある。柴田町として打つ手はないのか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員、大綱2問ございました。大震災の関係でございます。随時お答えをしております。

1点目、まず、震災の検証を全体的にとということです。

東日本大震災に係る検証及び対応については、第3回定例会に資料を提出しておりますが、その後、自主防災組織役員との地区懇談会やまちづくり地区懇談会、自主防災組織の防災訓練などさまざまな場を通して、大震災における被害の概要や町のその当時の対応状況をパワーポイントで写真を多く用いて説明するとともに、その後、参加者との意見交換を行っております。

町での今回の反省点としては、今後、災害が発生した場合に備えて防災機器等の配備を充実していくこと。2点目、情報パニックに対応すること。ライフラインを担っている企業との連携を深めること。行政と住民との役割分担を明確にすることなどでございます。懇談会では、町民の方も今回の教訓から、自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織の大切さや地域の助け合いが重要であると感じられたようでございます。

今後は給水所や避難所等の運営については自主防災組織や地域住民の協力のもとに行われるよう努力してまいります。

2点目、資料の中で舟山議員が気になった点をお答えします。

まず、1項目、町長へのメッセージ・メールの主な意見等については、行政区長の意見は入

っておりません。4月22日に開催した行政区長会議における主な要望・意見は、一つ、発電機を配備してほしい。二つ、行政区に防災無線を配備してほしい。三つ、給水タンクを配備してほしい。四つ、用水路の通水など等がございました。また、5月には各自主防災組織から意見をいただいたもので、これをまとめたものとして第3回定例会の資料「自主防災組織における検証」がございました。これらの要望にこたえるため、9月にはストーブやポータブルトイレなどを、11月には防災無線機、発電機・投光セットや給水タンクを自主防災組織すべてに配布いたしました。

続いて、②項目の質問ですが、本部設置場所については、保健センターの1階が適切だったという意見もあることから、役場庁舎とかけ離れた場所では行政内部資料や事務用機材の調達が難しくなるので、今回の保健センターは適していると思っております。

また、本部会議への消防団出席については、当初段階では出席しておりましたが、火災発生や人命救助等の必要がないことから、地域の支援に従事し、事が発生すれば防災無線より連絡をとって対応するようにしておりました。

続いて、総務課が消防団、交通指導隊、防犯実働隊を一括して担当することについては、危機管理を重点化するため平成17年10月から現行の体制で行っておりますが、特に大きな支障が生じたとは思っておりませんので、今後も連携をとることで対応してまいります。

3項目め、広報車による広報では住民に聞き取れない場面があったについてですが、広報車による広報活動は広報の補助手段でございます。電気や電話がストップした場合の基本は、私は、広報紙、これは柴田町は毎日発行しておりました、広報紙であると考えております。今後はこれまでの広報媒体に加えて、行政区長への防災無線機配備やメール配信サービスを開始いたしました。

また、避難所の開設については、今後6小学校区ごとに優先して開設する避難所を指定したので、その後は災害の状況に応じて他の体育館等を順次開設することとしておりますので、船岡体育館と槻木体育館のような事態はなくなります。

続いて、ライフライン情報についての電話対応班への伝達ですが、今回の対応をもとに必要な情報を明確にし、改善したいと思っております。

また、給水タンクの数少なく、給水箇所が限られた、人員配置の取り決めをしておくべきだったことについては、給水タンク1トンを26個購入し、給水箇所を10箇所に増設するとともに、給水所の運営については、今回の消防団やボランティアの協力に加え、第1点目でお答えしたように、今後は利用している自主防災組織や地域の皆さんに行っていただくことに

しております。

また、村井知事には仙南・仙塩広域水道の高区系送水管と低区系送水本管を仙台と名取で接続するよう要望いたしました。今回の断水の主な原因は、3月11日、4月7日、白石で仙南・仙塩広域水道が破断したために柴田町に水が来なくなったということでございますので、逆ルートで仙台と名取を結ぶことによって逆の方向から水が入れるように村井知事に要望いたしましたところ、早速平成26年度から用地買収に入れるよう知事から回答をいただいております。

4項目め、防災機材の配備基準は原則各行政区の要望が3分の2以上を目安に配備しております。災害用リヤカーについては既に購入している地区があり、要望数が少ない状況でございます。また、ガソリン不足については、今後、国や県レベルでの体制が整備されるようでございます。

集会所に明かりがついていなかったについては、集会所では非常用発電機で投光機をつけていたが、表から見えにくかったという反省で、今後、地区では改善するとのこととございました。

情報伝達が不完全なため区民への連絡が途絶えたについては、3月13日から4月15日まで合計14回にわたり回覧や広報紙の発行を行い情報を提供しておりましたので、町民に情報が途絶えたということは誤りであり、決してございません。

また、3問目の質問でお答えしましたように、防災無線機の配備やメール配信サービスを既を開始し、さらに情報伝達を充実しております。

区長車に緊急車両のステッカーについては、緊急車両は災害調査・対応、ライフラインの復旧支援物資輸送や人命救助などを優先するため、行政区長には防災無線を配備したことにより本部への往来は少なくなると考えております。

5項目めの質問でございます。第1点目の質問でもお答えしたように、自主防災組織等の地区懇談会で参加者の皆様には大震災の教訓から自分でできることは自分で、地域でできることは地域でという言葉が参加者の皆さんから上がっております。これは大きな震災になればなるほど感じる教訓の一つとっております。決して自主防災組織に期待をかけ過ぎるということではございません。今回以上の災害が発生すれば避難所に職員を配置することは相当困難になります。例えば瓦れきの処理とか遺体の処理、そういうことは今回柴田町ではする必要がございませんでした。もっと災害が大きくなればそういう遺体の処理の対応というようなことも役場の職員がやらなければなりません。ですので、自主防災組織の皆さんには、

自分たちでできることは自分たちというふうに、役場のやるべきこと、自主防災組織のやるべきことを明確化していくよう話し合いを進めてまいります。

最後に、6項目の質問ですが、震度計については、以前は舟山議員がおっしゃるような問い合わせが多くありました。なぜ大河原が4なのに柴田町は3なのかと。これには確かな理由がございます。震度計の正しい情報を広報しばた9月号に掲載し、地区懇談会等でも町民の方々に正しく説明をしていたところがございます。本町の震度計こそ気象庁による精度の高い震度測定を行っていることを参加者に説明し、ご理解をいただきました。柴田町の震度計こそ正確な数字であるということを議員からも町民の方にお知らせいただきたいというふうに思っております。ここ数カ月そういう説明をいたしましたところ、震度計への問い合わせがなくなっているので、町民の皆さんには一定の理解を得ているものと思っております。舟山議員にもぜひこうした懇談会に参加をしていただき、気になった点については自分の目で実態を把握していただきますようお願い申し上げます、回答いたします。

○議長（我妻弘国君） 舟山彰君、再質問ありますか。許します。

○12番（舟山 彰君） 船岡体育館のように本部に連絡がとれないということがほかにもなかったのか。また、その場合にはどうしたのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 舟山彰議員のご質問にお答えします。

ただいま避難所関係でそういった連絡のとれない実態はなかったのかということで、実は避難所の方に防災無線をそれぞれ配置しております。たまたま船岡体育館については職員が配置されておりましたので、当時はその防災無線の方がなかったものですから連絡がとれませんでしたけれども、ほかの避難所については連絡はとれておりました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 船岡体育館というと、スポーツ振興室の方が交代交代で行くようなシステムになっていると思うんですけども、今の答弁はどういうことなんですか。職員が配置されているから無線がないということなんですか。ちょっと私、理解不足ですかね。どういふことで船岡体育館だけが無線がないということなんですか。ちょっとそこを改めてお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 要は、当時携行していなかったということです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 職員が携行していないというか、施設の、船岡体育館だと玄関を入れて左側の方が事務室みたいになっているんですけども、あそこに置いていないということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○危機管理監（相原健一君） はい、そうです。スポーツ振興室の方に無線機がありますので、船岡体育館の方にはなかったの、持っていかなかったの、通じなかったということです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 次に、これ役場職員の意見ということで、総務課が消防団とか交通指導隊、防犯実働隊を一括して担当した方がいいのではないかと。答弁は、今のシステムでもうまくやっている、あのときも対応した、これからも連携を強化すればいいという答弁ではございましたけれども、確認しますと、交通指導隊、交通関係はまちづくり政策課でたしかよろしいんですね。そして消防団というは総務課でしたか。ちょっとこの三つの団体のそれぞれの管轄をちょっともう一度そういう意味で確認したいと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） その業務につきましては、舟山議員おっしゃるとおりの内容になってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 実際3月11日以降はもちろん本部長が町長でいるんですけども、実際のこの3団体への指導というか指揮というのは、例えば危機管理監がとったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 防犯実働隊と交通指導隊については、これは災害対策本部の方で役割としてお願いするべきことがあれば本部員であるまちづくり政策課長の方を通してお願いするような形になっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 次に、電話対応班ということで、こういうシステムができていなかったという実際に担当した係の方の意見だったと思うんですけども、町長はよく広報誌で町民に対しては情報を提供したということでありますが、ただ、電話での対応で情報の提供に町民からの不満というのは出なかったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は町民からの情報班の連絡係を務めていたのは町長であります。その

理由は、J Rも東北電力もN T Tも残念ながら町に定期的に情報をよこすということはありませんでした。ですので、情報班には、私がいろいろな手を使ってつかんだ情報を情報班の方にしゃべる内容をきちっと書き込んで提供していたということでございます。

ですが、今回の問題点は、町長の権限のある水道であれば情報提供は随時できますが、残念ながら、ほとんどの問い合わせは、J Rがいつ開通するんだ、仙南・仙塩広域水道はいつ給水、そういう情報が多かったものですから、なかなか町の組織体制としてスムーズに情報を流すことができなかった。これが大きな反省点です。町長は各団体の責任者とは顔合わせはありますが、職員同士のネットワークは残念ながらないということが大きな問題となりましたので、今後はそういう電気とか電力とかガス会社とかJ Rとか、そういう情報網を担当者を入れて共有できるような対策をしなければならない。これについては、宮城県の対策本部の中でも私が県の知事に対してそういう仕組みをつくるべきだというふうに話をしているところです。ですから、なかなか町長の権限のある情報以外の情報を的確に出すというのは難しかったという反省がございました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） J Rとか水道、関連する団体といいたいまいしょうか、それで、3月のときに思ったのは電気関係ですね。例えば電信柱が倒れそうになっていると。私も実際、地元と言っては何ですけれども、まず被害がどうかと見ていたら、1本極端に倒れそうになっていたもので、その番号なんかを聞いて、今は東北電力というのは白石営業所しかないんですね。昔は船岡小学校の近くにあったんですけれども、それも全部コールセンターになっていて、そういう非常時の場合、電話してもその用件は何番ですとかみたいな感じだったんです。最後には東北電力本店に電話して、今にも電柱が倒れそうだからと、そして書いてある番号を言ったら、もしかしたらそれN T Tさんの番号かもしれないと言われたんですが、私が申し上げたいのは、今町長が、いろいろな情報網、例えばJ Rとか、ほかもあったんですけれども、今後のときにはやはり東北電力とか、それからあのとき気になったのはガスボンベ、がちり普段は家の陰とかになっているはずなのが、あの地震でチェーンが緩んで危なくなってしまった空き家があったんです、実は。電話番号が書いてあったから私が電話したら、岩沼の業者で被害に遭って出なかったんですね。本当は地元の業者が設置したのが。そういう意味では、今後のこういうときに今言った例えばJ Rとか電力会社、ガス会社ともっとうまく連絡とるというシステムを考えるべきじゃないかと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、柴田町だけの問題ではありませんので、村井知事にそういう仕組みをつくるようお願いしているところでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 12番（舟山 彰君） 順番逆になりましたけれども、1）の質問でどういう検証をしてきたかということなんですけれども、町としてはどうなんですか。検証チームというんでしょうか、プロジェクトチームみたいなのをつくってやっているのか、それとも危機管理監のもとでやっているのか、ちょっとそこを最初に確認したいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。
- 危機管理監（相原健一君） 検証については、本部対策会議の方で検証しております。それから職員の方は、そちらの方で各班あるいは各課ごとの対応について、それぞれ自分たちの課で検証しております。それから、総括的に総務課の方の防災ということで、こちらの方でも検証しております。以上です。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 12番（舟山 彰君） きのうちでちょうど大震災から9カ月たって、答弁ではいろいろな対応が行われているということなんですけど、10月末に行われた議会懇談会、我々開催の方の中で、あらゆる面で対応ができていて、スピードをもっと上げるべきだというふうに言われたというか、そういう意見が出たんですけれども、これまで町長としては、行政としてやるべきことはやっていると、もちろん職員の方も努力されているというのは認めるんですが、それでもこういう意見が出たということについて、ちょっと町長、どう思われるか聞きたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） 災害復旧については、あらゆる機会をつくって災害に復旧するための手続が必要だということをお話をさせていただいております。住民懇談会に参加される方々にはよくご理解いただけるというふうに思っておりますが、今回の総事業費、今回の被害はほぼ20億円と言いました。これすべて町の予算でということであれば早急に対応がとれます。残念ながら、20億円を新たに町民の方にお願ひすることができませんので、災害査定ということで国のお金を活用させていただくということになります。そうしますと国が災害査定、柴田町だけでやっているわけではありませんので、今回は内陸部から順番に検査をすると。柴田町の道路は66カ所でございます。国の方では第18次でうちの方終わったので、18回申請を

して認めていただいたと。そういうことを町民に理解していただかないといけないというのが一つです。

それから、おくらしている、おくらしていると言いますが、9月で工事を発注した事業が12月でやっと始まったというのが実情でございます。工事業者は多くの工事を抱えて、言葉は適切かどうかわかりませんが、アップアップの状態でございます。ですから、入札の中では、この金額ではやれないと、不調ということも出始めております。要するに沿岸部の方が簡単に言うと利益が出るということなのかもしれません。ですから、そういうことを町民もやっばり、ただ遅い、遅いということではなくて、事情を知るということが大事ではないかなと。お金がないことには復旧できません。3次補正予算、私どもとしては早く成立してほしいということだったんですが、政局というのに絡んでやっと11月30日にできたと。そういう全体的なことを町民の方に丁寧にお話ししていかないといけないなというふうに思っております。ですから、舟山議員からも、こういう事情で一生懸命やっているんですけども、おくらしているんだということをお伝えいただいて、不安をぜひ解消していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の答弁で、町民からすると、道路の復旧工事がどうか、町の各施設、自分がよく使うところで町民に理解してもらいたい、我々議員も周知してほしいということなんですけれども、町としてどういう周知を考えているのか。広報しばたなどで、こういう国の査定が今どういう状況だとか、ようやく業者に発注進んで、ただし工事は年内ぎりぎりから始まるとか。私は、一番いいのは広報しばたなどにある程度載せて周知するのがいいと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） そのために今回自主防災組織の方々への説明会をやりました。そのほかにも町民に対してわかりやすいプロジェクターを使って説明をしました。4カ所でやりました。合計1,000人を超える方々に生の情報を提供しております。議員にもそういうところにぜひまず参加することが最初ではないかなというふうに思っております。もちろん広報でもこれから今順次工事をしているところの説明は広報紙の方に載せています。ほかの町で今プロジェクターを使って災害の対応状況、それから対策状況を説明しているところはないというふうに私は思っております。ですから、町民の方にせつかくそういう機会を町で設けているんですから、町民の方にもぜひお伝えしてくださいというふうにお願いしているところでご

ざいます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 1,000人というと、人口3万9,000ちょっとの柴田町からすると……。それと、申しわけないですけども、我々の開いた議会懇談会では先ほどのような、どうしてもあらゆる面で対応がおくれている、スピードを上げるべきだという意見が出ましたので、これ何回言ってもあれになりますので、町長にはやはり来なかった人たちへの周知ということも、我々もやりますけれども、町としてももっとやるべきじゃないかと思います。

それで、例えば町民の中から、この9カ月過ぎた中で役場職員大変だけれども、通常業務でちょっと申請したものがなかなか返事が来ないとか対応がおくれているというような苦情というのが、例えば総務課なら総務課でまとめているのかわかりませんが、そういうのは出ていないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 各課本来の業務について、今回の震災の影響を受けて業務のおくれ云々だということでの町民からの苦情等については、総務課としては聞いてはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 対応していろいろやっているという中で、区長会の意見なども取り入れている無線とかタンクとか配給しているというのは私自身も聞いてはおりましたが、ただ、町民の中から、町からいろいろ配られるのはいいんだけど、うちの地区の集会所も普段からでも子ども会のもとかスポーツやっている人たちのあれで、もらっても全部置く場所があるのかというふうに心配していた方がいたんですが、その辺、実情はどうでしょうか、各地区から。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 防災備品関係を配布しましたけれども、やはり300リットルの給水タンクとかについてはやはり場所をとるということで、そういったお話、数カ所からありまして、今のところ山田沢浄水場の方で保管している状況です。それについては、今後防災用備品といいますか、備蓄倉庫を購入予定があるからということでのお話でした。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） そうすると万が一、この前みたいなばかでかい地震はないかもしれませ

んが、それでも余震もありますし、ことしは9月の台風で浸水とかあります、万が一の場合は浄水場に今のあれでいくと取りにいくということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 300リットルのタンクについては、三つか四つぐらいですので、こちらの方から有事の際に持っていくようなシステムにしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町長の答弁の中でタンクをふやしたとかなんとかですけれども、では、万が一の場合、町民からですけれども、3月のときは最初は小学校の給水場なんかは町内の業者のタンク車1台だけ来て、7時間も8時間も並んで、自衛隊の車が来たらようやくそれが解消されたということなんです、今度万が一何かあった場合はああいうことはないんでしょうね。タンクをふやしたとかなんとかという。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） この前の震災でやはり一番の課題といいますか、それはやはり給水タンクを持っていないということがまず一番の反省点だったというふうなことです。それで1トンの給水タンクを26個準備したというふうなことです。既存の給水タンクなんですけれども、それは3個ありますので、今回の震災ではその3個と業者さんの持っているタンク1個、それとあと給水車、それが1台ありますので、それで対応したと。今回は26個プラス3個の既存のタンクがありますので、それでもって固定給水所として10カ所予定をしておりますけれども、その部分に給水タンクを固定で置いて、それに給水して歩くというふうな形で考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 断水時のときに、ちょうどうちの地区は五間堀通っているのですが、さっき加藤議員の質問で五間堀に通水というふうなこととかも出たんですが、ちょうど3月でしたから冬で水が余りない時期で、住民の方からトイレに使うために五間堀の水、増水してほしくないと言われてまして、私は役場に言ったんですね。管理は土地改良区なんですけれども。例えばさっきも通水問題ということ、年中とか冬がどうかとありましたけれども、そういうこういう災害のときに断水ということで水が使えないときのような、例えば五間堀というもの、そういう観点で、1年中通水というようなそういう考えがあるのか、または土地改良区に要望するという考えがあるのかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、断水、大変申しわけなかったんですが、その知恵として白石川とか用水堀から水を酌んだと。それから学校のプールからも水を酌んでトイレに流したと。知恵が働いてよかったんですが、実はもう一つ別な問題が起きておりました。これも住民懇談会で説明しておりますが、実は阿武隈川流域下水道の最終処分場が壊滅的打撃を受けましたので、下水が逆流するおそれがあったということです。現に角田地区は道路に汚物が散出したと。柴田町でも1カ所バキュームカーで吸って流したことがございました。ですから、もうすぐするとみんなのいいことがかえって家庭から汚物が逆流しかねないという心配がありましたので、用水堀の水をふやすということ、それからプールの水を使わせている途中でやめたという理由がございます。ですから、一方でいいことは、かえって災害のときは別な意味で問題が生じるということもありましたので、そういうことも住民懇談会で説明をしているということでございます。

給水タンクにつきましても、本来であれば自衛隊が駆けつけてくれるようになっております。そういう仕組みになっております。私も7時20分に自衛隊の出動を村井知事に要請してやりました。ところが返ってきた電話は、72時間人命救助を優先しますという言葉でございました。その当時は理由がわかりませんでした。7時30分に私の電源が回復してテレビを見たら気仙沼が火の海だったと。自衛隊はすべて、船岡自衛隊はそちらの方に行っていたということでございます。

ですから、この給水タンクにつきましても自治体が駆けつけてくれました。兵庫県尼崎市、三宮市から3月13日8時30分、2台、陸路やってきた。災害対策本部にですね。そのときには町民からもっと給水箇所をふやしてほしいと、そういう要望があったので、みんなで拍手をして迎えました。ところが午前中でいなくなりました。柴田町の被害よりも沿岸部の方を優先させていただきたいという理由でした。それから、民間の給水タンクも3トン車を1台借り上げようと思いました。そうしたら、互理の方を優先させてもらいたいという要望でございましたので、互理のように家族を失い、財産を失い、ふるさとを失った人を優先ということで、柴田町の町民には我慢をせよという判断をした。その分、高齢者の方々に大変ご迷惑をかけたという事情もあったということもご理解いただきたい。そういう共通認識を持たないと、一方的に、ああ、だめだめと言うんじゃないくて、そういうことのために住民懇談会をやっているということもぜひご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

ですから、五間堀がなぜ増水できなかったかというのを丁寧にぜひ議員からもお伝えいただ

きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 避難所の件なんですけど、西住地区の方から、町の説明会ごとに違うと。例えば西住公民館だ、いや、西住小学校だ、これらが使えないときは西住児童館だというように言われると。どこに行けばいいんだと。そして西住児童館については将来廃止にするということでは、児童館が廃止になったんでは、じゃあどうすればいいんだと。ちょっとその辺、改めて整理してご説明願いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 西住地区の避難所についてですが、先ほど答弁の方でも町長が言っているとおり、今回の震災を受けて、今後大きな地震、災害があった場合には6カ所を優先開設避難所というふうな形で開設する予定です。それで理由については、やはり今回の反省から、やはり職員が配置している施設でないとな急に瞬時に開設できないということがありまして、西住地区については西住公民館を優先の開設避難所というふうな形で設定しております。そこが使えない場合には西住児童館とか、場合によっては大河原商業高校の体育館を利用させていただくと、このような形で考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば今のようなことはもう既に西住地区の住民の方には町長がさっきから言っていた懇談会等で説明したんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） これは当然西住公民館の方での地区懇談会で説明しておりますし、それからお知らせ版の方にも掲載しております。あと、ホームページの方も既に改正してそのような形でPRしております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 震災後、私が所属する文教厚生委員会で西住公民館も被害状況を視察に行ったはずなんですけど、敷地内の特に建物の裏の方でしたか、陥没というんでしょうか。あと玄関のところも少しだったんですけども、そういう意味では、あそこは耐震性、それから避難所としての機能ということでは心配ないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） そういったところも今回ありまして、一応現場の方も確認しながら行ったんですけども、一応今のところは支障はないので今後も優先避難所として開設す

る予定です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） あと、避難所については、町民の中からは、避難所に無線機がなかったとか、それから役場職員である館長と地元の区長との連携がうまくいかなかった。これ全部が全部じゃないんでしょうけれども、こういう点については、例えば町としてはどのように指導とか対応されるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 避難所関係と行政区長さんの情報のやりとりなんですけど、今回行政区長さんの方に防災無線機を配備したんですけども、横のつながり、避難所と行政区長さんがやはり連絡をとってしまうといろいろな情報が飛び交うので、一たん本部と避難所、そして本部と区長ということで、一たん本部の方で情報を集約して、その後その内容によっては行政区長さんの方にもらった内容を指定される避難所の方に連絡をとるということで、あくまで本部を通じた情報のやりとりをやるような形で考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今は館長と区長ということだったんですけども、私の質問の中で情報伝達が不完全なため区民への連絡が途絶えたというのは、区民同士の連絡がというふうにちょっと私は理解したもので、町長は何か、町の方からはしょっちゅう回覧など回したからどうとかと言ったんですけども、つまり、例えば区長、町内会長、自治会長ですか、例えばあと地元到我々議員がいればなんですけれども、この前はお互いに携帯電話が使えなくて、お互いに連絡するといっても結局自転車で行くか、ガソリン不足の中で車で行ったりということだったんです。理想は、今言った地元の三役と言うのもおかしいでしょうけれども、区長とか町内会長、それと自治組織のナンバー2とか部長と言われるような方たちにもトランシーバーとか、お互いに最後の最後連絡をとれる方法というのも私は本当は考えておくべきじゃないかと。今言ったような自転車で行くとか回覧板を回すとかというのものもあるんですけども、今のような自治組織の中での連絡方法ということも少しは何か行政で手段というのを考えるべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 行政区長と区民の皆さんの中でということですが、柴田町にも例えば山間地帯のような地域もあります。また、町場のように本当に近いところもあります。それぞれにやはり対応、その地域、地域によっていろいろな体制を図る必要があるのかなと

思います。今のように、確かに山手の方についてはトランシーバーとかそういったものは有効なかなというふうに思いますが、町場の方については比較的近いですので、そういった地域、地域によった整備ということで、これについては、各自主防災組織等の懇談会でも地域の実情に合った内容でそういった機材の整備を地域ごとにもしていただきたいというようなお話でご了解いただいておりますので、町として一斉にそういったことを配る必要があるかどうかというのはちょっと今回は考えておりません。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 避難所について戻りますが、優先して指定されているのが6カ所ということですが、例えば町民の方はやっぱりまず一番近いところに行こうというように考えると思うんですが、町は一次避難所、二次避難所という考え方でいくんでしょうか。それとも、ストレートにもう指定された6カ所のところに、住民の方一番近いところ、西住ならどこですよという、ストレートにそこに行けという考え方なのか。この前のときは急にああいいう地震だったということがありますけれども、皆さん、近くに行ったら、そこが使えないから、じゃあほかのどこかに行ってくれというふうになりましたけれども、今後はどういうシステムになるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 避難所については、町の方で指定する優先避難所6カ所、それから今回各行政区で、22の行政区で集会所を中心に自主避難所を開設していただきました。あと、7カ所で町の避難所の方で活動していただいたいわゆる自主防災組織では29の自主防災組織、行政区の方で避難所の運営をしていただきました。町としては、やはり指定避難所ではなくて、やはり高齢者、あと障害者の方もおりますので、それぞれ近い場所のところで、地域でもし避難所が開設するのであればそちらの方に行っていただくと。もし町の方の避難所が近いのであればそちらの方ということで、それは避難される方の選択肢でそちらの方にスムーズに避難していただければと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の答弁でいくと、ことしの3月11日もそうだし、今後も、もちろん我々住民は自分でそれなりの対応ということがありますが、町としての一つの方針というのをはっきり、何か今のでいくと、地域の実情だ、住民の自主的な判断だということがありますが、はっきり町として、やはり6カ所なら6カ所ちゃんと避難所があります、まずそこに来てもらうことが大前提ですというような方針をちゃんと述べているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） そういった町の方に来てくださいという方針は持っておりません。今回も、先ほど来お話ししているとおり、自主防災組織の方で避難所を開設していただくということで、それぞれもう自主防災組織の方では自主防災訓練の中で、もし何かあったら私たちの区については集会所を避難所にしますよ、その後数日たった指定避難所に向かうということで、それぞれ自主防災組織の方でそういった自主的に避難する制度といたしますか、そういったことを考えておりますので、町の方で必ず優先避難所に来てくださいではなく、あくまでも自主防災組織、地域での状況を確認させていただいて対応していただくように今回もお願いしています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 各地区の集会所、自主防災組織が今どこと言われると各地区の集会所だと思うんです、まずは。そうすると、1日か2日ならいいかもわからないけれども、それ以上の長期というと、町にしたら6カ所というふうになるかもわかりませんが、余り私はやはり自主防災組織の集会所に開設するというところへ期待し過ぎるんじゃないかなと思います。というのは、今度は各区に発電機とか投光機とかいろいろ配布されたからあれでしたけれども、あの3月のときは、うちの場合でいくと、私ともう一人の町会議員さんが集会所に行ったら、自治会長が発電機動かないとあわてていたらガソリンが入っていなかったということだったけれども、それさえ我々気づかなかったんですね。スイッチがおかしいのかどうかという。そういう実情の中で、私は正直言って余りにも自主防災組織、それも最初の避難所が言うなれば集会所という考え方ですね、今の。これは答弁をもらうというのではなくて、私は余りにもちょっと逆に心配じゃないかという危惧だけをここで述べるだけで、答弁はいいです。

お聞きしたいのは、町が指定する避難所ですね。例えば船岡体育館、船岡小学校、この前使えませんでした。それから、今回補正予算に今言った体育館とか公民館とか町のいろいろな施設の復旧工事の予算が計上されていると思います。本当に柴田町で指定されているそういった避難所とかというのは耐震性が大丈夫なのか。そうやって少し壊れているということは、今何かあったとき避難所として使えるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 今回指定した、今までも指定しておったんですが、これについては、町民体育館ですね、あれを除き耐震性は大丈夫だということで避難所として設定してお

ります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば船岡小学校、やはり我々文教厚生委員会が見にいったとき、町民体育館側にステンドグラスみたいになっている部分が壊れて、それが中に落ちてきたために結局小学校体育館が使えなかった。もちろんあと職員もいないということもありましたけれども、ああいう点は改善されるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 船岡小学校の体育館につきましては、ガラスブロックが今回の震災でちょっと崩れ落ちました。今回、災害復旧ということで復旧は終わっております。ガラスブロックにつきましても、復旧する際に補強金具等を十分入れまして、今後は心配ないと思われま。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 結局万が一今何かあったとき町民というのはどこに避難すればいいかどのくらい周知されているかということですね。町長が懇談会とかほかの手段で、例えば懇談会には1,000名来たとか、ほかにもいろいろ周知はしていると言いますが、浸透の度合いというのをどのように町としてはとらえていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） これについては、そういった広報紙とかの媒体も通じてなんですが、行政区長さんの方にも当然お話ししています。あと、自主防災組織関係の皆さんにご連絡してその内容を把握しております。ですから、そういった、今後、皆さんの人と人のつながりでもって今度は各地域でもってそういったことの周知も自主防災組織の役員の皆さんにはお願いをしていますので、徐々に皆さんのところに、徐々にというよりは早急にしていただく、情報が行くような形になっておりますので、その辺はご懸念されることはないのかなというふうに思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） その避難所で気仙沼市なんかは津波で大きな被害を受けたということがありますが、学校を、例えば気仙沼高校が本来は避難所になっていないんだけど、住民の方が逃げてきたら学校の先生とか生徒がそれなりにやっぱり助けをしたということなんですね。柴田町としては、職員のいる避難所に、最終的に6カ所ですか、避難所にするということなんですが、万が一船岡小学校に最初避難したとか、その場合に、どうしても

そこで二、三日は滞在してもらわなくてはだめとなったような場合、そういう意味では学校からの協力、これは教育委員会関係等になるんですけども、そういうようなことも話し合いというのはされたことがあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 学校関係の体育館については、年度初めに各学校の先生、避難所としても開設する場合にどういった方に連絡をすればいいのか、あるいは会場とかそういったものについて学校の方でどの程度やっていただけるのかということで事前に情報のやりとりをしております。そういった懇談の場ということについては来年早々に、今回の防災教育という質問もございますので、そういった中で今回の情報のやりとりの場を年明けに行うということでは事務サイドの方では計画しております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば町でなるべく自主防災組織の方で集会所がどうかという話がありましたけれども、いざとなったら例えば船岡小学校周辺の方は船岡小学校にまた逃げてくるということも考えられます。私が聞きたいのは、教育委員会の方で、例えば今度学校として避難、子供たちをどのように誘導するとか、そういった見直しをしているのかどうか。いざ住民が小学校に逃げてくる。逆に子供たちを駆けつけた保護者に返すというんですか、預けるとか。随分沿岸部は津波の被害でそういうことがあったんですけども、一応内陸部である柴田町でも、万が一のときの学校の避難というのをこの大震災の後どのように見直ししているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） これまでは避難訓練を中心としてきた学校の防災訓練だったんですが、それらに加えて新たに職員の体制とか、それから放射能とか、大雨、洪水等に備えた新しい防災計画を作成しているところです。

それから、今回、県の方で緊急的な防災を担当する職員の研修会が開かれるということで、それは各学校から1名ずつ教員が出席します。その中では、例えば児童の安全確保に加えて避難所運営、それから避難者の支援などについても研修を行って行って、学校の防災のリーダー的な役割を担うような研修会が計画されております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 大震災後、例えば地震とか大雨とかの場合に子供を保護者に返すというか、戻すのがいいのか、それともそのまま学校にとどめていた方がいいのかという、特にこ

の前は津波の関係とか、あっちの方はそうだったんですけれども、柴田町として、そういうことについてP T Aからとか改めて何か意見がどうかあったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 今回作成しました新防災計画におきましては、地震時の保護者への児童の引き渡しにつきましては、引き渡しが終了するまでは子供を帰宅させないで学校へ留めおくというような内容も盛り込んでいる状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 12月9日のNHKのローカルニュースだったんですけれども、気仙沼市の地方自治体事業継続計画ということが特集で上げられていたんです。これは企業も万が一ああいう災害があったときはどうやって事業というか運営を継続するかと。その地方自治体版ということで、気仙沼市についてはもう早く導入していたらいいんですが、この場合いろいろな状況ですから停電のためにまずパソコンなどが使えなかった。それから防災無線、ああいう港町ですからかなりの場所にあったんでしょうが、バッテリーの容量が少なくて使用回数が制限されてしまったという例があったんです。そこで今度は気仙沼市は自家発電機を備えとかガソリンをもっとふやすとかということなんですが、お聞きしたいのは、柴田町としてはこういった万が一の災害のときの事業継続計画というのが導入されているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まちづくり政策課において情報政策の方で既に作成しております。それで、実際的にはまだ運用というような条件にはならないんですが、マニュアル的にどのような日程でという、復旧度合いによってどういうふうにするかと、そういうような体制までは各課の方にもう周知しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の答弁でいくと導入はしていると、決めているということなんですけれども、じゃあ、この前の3月11日の大震災のときにはこの柴田町としての事業継続計画に基づいて対策本部なども対応をとったということなんですか。それとも、何かまだ運用までにはマニュアルがどうかというのがあったんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 説明不足で申しわけありませんでした。

今回の震災の反省を踏まえまして、今回新たに9月に作成させていただきました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 気仙沼市がそういう意味で震災後に役場の中の発電機をどうかというんですけども、今、この役場庁舎ですね。町内の各施設でもいいんですけども、自家発電などの設置状況、万が一またあのような大震災というか、大雨でも何でもいいですけども、あったときに、停電になった、断水になった、そのときの対応というのはどのようにできるのかちょっと改めて確認したいと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） すべての施設に自家発電装置があるわけではありません。役場を申し上げれば、最低限のいわゆる非常灯用のバッテリーと、あと消火栓設備を動かすための発電機機能はありますが、一般のいわゆるさまざま100ボルト電源を賄うだけのバッテリーは備えておりません。これは今回の震災の後に1基だけ発電機は備えつきたいというふうに考えてはおりますが、これで今使っているすべての電力を賄えるとは考えておりません。

ただ、今回反省にもなりましたが、情報系、いわゆるライフラインを寸断するような行政機能をとめるようなものについてはできるだけ保持したいというふうな電力保持を考えています。ただ、その期間ですね。今回はちょっと長かったんですが、ほぼ5日から1週間、これは今議員おっしゃったようないわゆるBCPと言われる、備え得る自治体としてリスクに備える状態を想定しているんですが、その辺については最低限の機能を保持するだけのエネルギー源、いわゆる電力は持ちたいなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 9月に事業継続計画を立てたと今財政課長が、ですから、この役場にまた対策本部ができて停電、断水になっても今度は大丈夫というふうに理解していいんですか。今の発電機もう1基だけだとかなんとかというふうにありますけれども、パソコンとかなんとか使うという意味で、ちょっともう一度そこ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 当然危機管理は設備があるからというふうなことで賄えるものではないと思っています。その意味で今回準備が完全だとは思いませんが、災害対策本部は十分に機能したというふうに私は思っております。

ただ、その中でもいわゆる電力、いわゆる東北電力という大きな基幹系がだめになってしまった。エネルギーの燃料基地が全部やられてしまったと。そこまですべてを賄えるハード的なものはちょっと持つことはできませんが、最低限災害対策本部が住民の安全を守るための

機能を持たせるための準備だけはしておきたいというふうなことでお答えいたしました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 最後に、地域防災計画それから防災マップというのは、結局は見直しをするのでしょうか。このままなのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 地域防災計画と防災マップの件についてですが、これについて両方とも見直す予定です。まず初めに防災マップの方を、これは各町民の方に全世帯に配っておりますので、こちらの方を改正するのが急務かなと思っています。そちらの方から手がけていくというふうな形で考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 防災マップについては、議会懇談会なんかでも例えば見づらいとか実情に合っていないんじゃないかとか、そういう意見がありましたので、懇談会で出た意見は報告書という形でそっちにも行っていると思いますので、どのような意見があったかごらんいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて12番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時となります。

午後 0時02分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

〔1番 平間奈緒美君 登壇〕

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美。

質問の前に、私も一言申し述べさせていただきます。震災から9カ月がたちましたが、3月の大震災でお亡くなりになられました多くの方々に哀悼の意を表させていただきます。特に、これから質問させていただきます釜石市の子供たちには、機転をきかせた生きた防災教育を実践した経緯に敬意を表させていただきます。

それでは、大綱2問、質問させていただきます。

1. 子供たちにしっかりと防災教育を。

大津波から生き抜いた子供たち、「釜石の奇跡」とも言われています。釜石市で取り組んできました防災教育は11月26日付の河北新報でも大きく取り上げられています。群馬大学の片田敏孝教授により平成16年から児童・生徒を中心とした津波防災教育に取り組んできた釜石市での防災教育は、まず子供を中心とした「避難三原則」、①想定にとられるな、②最善を尽くせ、③率先避難者たれ、を実践し、難を逃れることができました。

片田教授は「子供は10年たてば大人に、さらに10年たてば親になり、高い防災意識を後世に継承することができる。さらに子供を介して親の関心を引き出すことにより親子での防災教育に取り組むことができる」と語っています。子供を通して家庭や地域社会の防災意識の向上につながったたまものであります。

このような釜石市の取り組みをぜひ柴田町でも取り入れ、今後の防災計画、防災教育に反映させるべきではないでしょうか。

- 1) 現在、各小中学校での防災教育はどのように行われているのでしょうか。
- 2) 防災インストラクターの育成をしてはどうでしょうか。
- 3) 今後の防災教育についてどう取り組むのか町の姿勢を伺います。

大綱2問、自転車教育の推進を。

自転車関連事故は大きな社会問題となっており、自転車利用者のルール遵守とマナー向上は今後の重要課題となっています。しかし、自転車による交通事故は減少傾向にあるものの、警察庁の統計によると、平成22年度の自転車が当事者となった交通事故は15万1,600件を超えており、交通事故全体の20%を占めています。特に若者（16歳～24歳）が最も多く全体の22%、次いで子供（15歳以下）18.2%、高齢者（65歳以上）が17.9%と続いています。

最近では、携帯電話、傘さし運転や夜間の無灯火運転、音楽を聞きながらの「ながら運転」などの自転車走行もふえています。このような事故を起こさないためにも子供のときからきちんとした自転車の乗り方やマナーを身につけるべきです。

そこで伺います。

- 1) 自転車交通マナーへの啓蒙活動は。
- 2) 小学校での自転車免許制度導入を考えてはどうか。
- 3) 自転車専用レーンの設置をすべきではないか。

以上、2点について伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、教育長。2点目、町長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 1点目の現在各小中学校での防災教育はどのように行われているのかというのと、3点目の今後の防災教育についてどう取り組むのか町の姿勢を伺うについては、関連がございますので一括してお答えさせていただきたいと思います。

町内各小中学校における防災教育につきましては、宮城県教育委員会が平成21年2月に作成しましたみやぎ防災教育基本指針を踏まえ、各小中学校において防災教育に取り組んできたところがございます。その内容は、地震の避難訓練や火災の避難訓練、小学校においては児童の帰宅が困難な場合の引き渡し訓練など避難訓練を中心に実施してまいりました。

なお、今回の東日本大震災における各学校の震災対応の検証を踏まえた各小中学校の防災計画や防災マニュアルの見直しが必要だというふうに考えましたので、今回見直しを行いました。

具体的には、これまでの地震や火災に新たに放射能とか風水害対策等を加えた新防災計画の作成を行っております。特に地震の際の職員配備計画や保護者に直接児童生徒を引き渡すことや、引き渡しを終了するまでは子供を帰宅させないで学校に留めおくなどを盛り込んでおります。

今後の指導については、避難訓練の事前事後の指導における自然災害の恐ろしさについての学習や最も重要な避難行動の仕方、そして情報把握の大切さなどを繰り返し指導してまいります。また、各教科や道徳の指導の中では、関連する内容を学習する際に防災対応能力を育成しながら児童生徒の生きる力を総合的にはぐくんでまいりたいと、そんなふうに考えております。

2点目、防災インストラクターの育成をしてはどうかについてお答えします。

今回の東日本大震災の状況から、小中学校等については、今後の大規模災害時の避難所として地域の重要な拠点となることが想定されることから、児童生徒の安全確保に加えて初動時の多様な業務への対応が求められております。このような中で震災の経験を生かし、日ごろから学校内の防災教育等を推進するとともに、地域との連携を図り、学校を拠点とした防災に強い地域づくりを推進する必要があることから、宮城県教育委員会では、学校における防災教育等の推進的役割を担う教員を対象に防災教育等推進者緊急研修会、これを平成24年1月12日に仙南芸術文化センターで開催する予定でおります。この研修会には町内各小中学校から教員を参加させることによって防災教育推進のリーダーを育てていきたいというふうに

考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2点目、自転車教育の推進についてでございます。3点ほどございました。

1点目、自転車交通マナーへの啓蒙活動の件でございます。

柴田町では、自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上に向けてこれまでもさまざまな啓発活動を行ってまいりました。例えばポスターの掲示、広報紙による記事掲載、交通安全母の会や船岡・槻木地区交通安全協会など、地域の交通安全関係者の方々と警察による多様な啓発活動を初め、四半期ごとに開催している四季の運動での街頭キャンペーンや啓発チラシの配布、交通指導隊と大河原警察署交通課による小学校での交通安全教室における交通ルールや自転車の乗り方指導、仙南自動車学院を会場に高齢者を対象とした体験実践型の交通安全教室、仙台大学生を対象に実施など幅広い層への交通安全教育活動を実施してきました。

しかし、いまだに無謀な自転車利用による周囲への影響や問題を意識することなく安易に自転車を利用している人も少なくないことは承知しております。今後もこれまでの啓発活動を継続して取り組んでいくことはもちろんのこと、自転車の安全利用のための交通ルールやマナー等についてより理解を深めてもらえるよう、各関係者がそれぞれの役割を担い、相互に協力、連携しながら取り組みを継続的に進めていくことが重要でございます。

2点目、小学校での自転車免許制度の関係でございます。

町内の各小学校では、大河原警察署や交通指導隊の方々の協力をいただきながら、毎年交通安全教室を開催し、安全な自転車の乗り方について指導しています。また、各学年の学級活動の中においても交通ルールや交通マナーについて繰り返し指導を行っているところでございます。

自転車免許制度の導入については、自転車の利用は児童の社会生活上の必要性を家庭が判断するものであって、学校での免許の発行の有無によって家庭の判断での利用を制限することは現実的に難しいと考えております。

なお、槻木小学校では富上地区と船迫地区の自転車通学が認められていますが、伝統的に上級生が下級生の指導をしたり地区の保護者がきめ細かな指導を行っており、マナーを守った整然とした走行態度であると学校から報告を受けております。

3点目、自転車専用レーンの関係でございます。

自転車・歩行者の安全性を向上させ、自転車・歩行者が安全に安心して通行できる環境整備の一つとして自転車専用レーンの設置が近年推進されていることは承知しております。しかし、自転車専用レーンを設置するためには既存の歩道を3メートル程度拡幅するか、現在の2車線道路を1車線にしなければ物理的にも自転車専用レーン設置が不可能であり、現在の柴田町内の道路幅員等を考慮した場合、自転車専用レーンの幅員を確保するのが困難な状況にあることをご理解いただきたいと思います。

先日、大河原警察署と自転車専用レーンについて相談した折、柴田町においての自転車専用レーン設置は歩道幅員や道路幅員を考慮すると設置は無理であるとの回答を得ております。また大河原警察署では、平成23年10月25日警察庁発出の通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」を強力に推進するため、町内の歩道で自転車が歩道を通行してもよい区間の調査を行いながら、自転車の運転者に対する注意喚起の強化を図り、自動車運転者、自転車利用者、歩行者の三者の安全確保対策を展開することになっております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。許します。

○1番（平間奈緒美君） まず、1点目の防災教育について伺います。

今回、新聞報道でも釜石の奇跡ということで、平成16年度から群馬大学の片田教授が子供たちの指導に入るといふか、釜石が津波が来るといふことを想定した防災教育といふことで入られていました。そこで、まず最初に防災教育をするといふことで教室を開いたら、大人の方、特に自治会の方とかそういった方たちが多く見られて、それが1年間続いたそうです。それではやはりいけないといふことで、子供たちにどういう方向で防災教育ができるようになったらいいのかといふことで先生も入れられて、まずは小学生、中学生を対象に授業の中で防災教育が始まったと伺っております。

実際に今回大地震が来て、中学生が機転をきかせて、これは大きな津波が来るといふことで、まず高台に逃げろといふ中学生の子供たちが高台に避難をさせて多くの人命を救ったといふことなんですけれども、まず、柴田町では津波が来るといふことは想定はされていないんですけれども、ぜひ子供たちに、せっかく今回震災、このような大きな地震が起きて、ぜひこれを生かした生の教育をしていただきたいと思いますと思うんです。

先ほど教育長の答弁にもありました防災教員の研修が始まるということで、1月12日です

か、仙南地区では始まるということなんですけれども、そこに先生方は何名ぐらい、各学校からお一人ずつかかわるんでしょうか。それとも何人かでチームをつくってかかわるのか、そのあたりをお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 各小中学校から1名の教員が出席するということになります。

それで、今回のこの研修会の内容なんですけれども、県内地域では1月12日にえずこホールで開催されるわけなんですけれども、講師として宮城県の農業高等学校の教頭先生、それから山元町立中浜小学校の校長先生を招いて体験発表、それから東北大学と宮城教育大学の教授による学校の防災体制、災害を経験した子供たちの心の理解とケアについて講義が開催される予定になっております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） それは大体何回ぐらい行われる予定なのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 県北、それから中心部、それから仙南ということで、この緊急研修会については3回行われるということですが、今後、県教育委員会の主催で今後も研修会は開催されていくというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 先ほど舟山議員の方からもありましたけれども、実際に地震が起きて、小学校なり中学校なりが緊急避難所となった場合の先生方の対応、子供たちの対応というのも非常に初期段階で大切だということもありました。その防災教育をしていく上で、特に学校施設が避難所開設になるということは職員の配置も考えていることなんですけれども、先生だけではなく例えば職員が入るとか、そういうことは検討はされているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 一次避難所については、先ほどからお話がありましたとおり6カ所の生涯学習センターが中心となっております。それで、もしその後学校も避難所として使われるような場合については、それは避難所の運営、それから避難者の支援などについて学校でも検討していく必要があると思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 今回、ちょうど2時46分、子供たちの下校時にも重なっていたと思う

んですけども、先ほど引き渡しで子供たちの保護者の方が見えたらお子さんを引き渡しというんですか、そういうのをしているということで、各学校でもそういった訓練をしていると思うんです。何か聞くところによると、ほかの学校では保護者の方が、緊急時ですので、例えば仙台にお勤めとか遠くにお勤めの方ですぐに来れないといった方に関しては、その保護者の方が見えるまでは学校で子供の安全を確認しながらお預かりというんですか、保護者の方が来るまでは学校で待機させるということなんですけれども、実際に今回の地震で3月11日のときにそういったときの混乱というか、各学校ではあったのか、なかったのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 今回の大震災の際には引き渡し訓練をやっていたとおりのことをやったわけなんですけれども、夜の10時までには全員の児童が保護者のもとに手渡されたということで確認しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ということは、10時までには先生方はある程度学校に待機されて、全員が帰られるまでは校長先生を初めとして何人かの先生は残っていたということで、いいですか。（「はい」の声あり）

その保護者なんですけれども、例えばお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、学校で引き渡し訓練をする際に登録していると思うんですね。例えばおじいちゃん、おばあちゃん。お父さん、お母さんが仙台に働きにいつてすぐ迎えに来れない。近くのおじいちゃん、おばあちゃん。そういった連絡なんかも学校ではきちんとされているのか。例えば近くにおじいちゃん、おばあちゃんがいなくて、お父さん、お母さんが仙台にいて、近くに保護者という方がいない。例えばお友達のお母さんとかという方はいたのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 私の方からちょっとお答えさせていただきます。

その引き渡し訓練は、大体は保護者の方がおいでいただいているんですが、今回の場合は帰宅困難者、当然ながら出るわけですし、保護者の方じゃなくて家族の方という場合もあります。今回防災計画を見直しを指示したのは、その辺あたりについてよく吟味して検討して反省してみるよというということで指示をしました。つまりどういうことかという、どなたに引き渡ししたのか後でわからなくなって子供の所在が不明になったとか、そういったことが懸念されますので、例えば親戚の人が気をきかせて子供を連れていってしまったとかそうい

うこともありますので、今回は事前に例えば保護者の方から、この範囲までだったら、例えばおじいちゃん、おばあちゃんとか、お隣のAちゃんのお母さんとか、そういった具体的な名前を登録していただいて、前もってですね、それでもって確認をして、その範囲内であれば引き渡そうとか、そしてあと実際にはどなたに引き渡したのかをきちんと記録しておくとか、そういうふうな記録簿も作成するようとか、そういう意味での新防災計画を策定するようというところで指示してあります。

したがって、今回の震災での体験をいろいろと生かした、踏まえた上での対応について今各学校では検討し、また計画を立てているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） よそのところでは、保護者じゃない方にはもちろん引き渡さないということ徹底しているというところも聞きましたので、ぜひ事前に、なかなか引き取りにいけない、帰宅困難で電車がとまってしまえばすぐには帰れない、車でも渋滞があるとなって、さっき10時まで帰れなかったお子さんもいらっしゃると思いますので、できるだけ大人の近所の顔見知りの方がそばにいただけでも大分お子さんの気持ちとしては安心できると思いますので、ぜひ学校と連携をとって新しい防災計画の方に反映していただきたいと思います。

それで、小中学校では避難訓練なり火災訓練なりを定期的に行っていると思うんですけども、その中で、今回は電気もとまってしまった、水道もとまってしまった、ライフラインがとまってしまった中での震災だったんですけども、そこで、ぜひ今後避難訓練をするに当たって、そういったものが全部とまっている状態の中で訓練を年に1回でもすべきではないかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） ライフラインがとまった場合の訓練についても今後の防災訓練の中で加えていくように考えていきたいと、そのように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひお願いいたします。

あと、例えば授業の中で、特に中学生とかはある程度地理とかも習っていますので、地震のメカニズムを含めた上での地震に対応する、自分の命を守るのはやっぱり自分ですので、そういったところの教育なんかも授業を含めてぜひ行っていただきたいと思うんですけども、その防災計画に反映させていただくことは可能でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 防災計画ということよりも、各学年、各学級で勉強する際にそのような例えば地震に関連する内容も膨らませた形でその辺は授業の中で取り組んでいききたいということで計画しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） すみません。ちょっと話が飛ぶんですけども、先ほど避難訓練の話が出たんですけども、大体各学校で子供たちと先生たちだけで年数回行っている避難訓練なんですけれども、例えば地域の方と一緒に合同の避難訓練だったり、児童生徒の保護者の方と一緒にした避難訓練だったり、そういうのもこれからはしていかななくてははいけないし、やはり今回想定外のことが起きてしまったということもあって、想定外というのはもう言葉はあれなんですけれども、ぜひ各小中学校での防災訓練、その授業に関することも、ぜひ生きた教育を進めていっていただきたいと思います。

それと、あと地域住民への防災教育なんですけれども、例えば今ですといろいろな講演会とか講習会とかでいろいろな大学の先生だったり地震を体験をされた方の講演会、研修会が行われています。そういったものを広く住民の皆様にお知らせをすとか、町主催でそういった講習会、研修会の企画をして、ぜひ地域住民の方の防災意識、防災教育の底上げを図るということは町としては考えていますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） ご質問の地域住民の方への防災啓蒙啓発活動なんですけど、そういったことも含めて、今後、県の方でも防災指導員ということで養成して今は各行政区に一人ずつおりますので、そういった指導員の育成もしながら普及啓発してまいりたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひ、先ほどから言われている、もちろん自分の命は自分で守る、何でも行政がやってくれるのではなくて、自分たちで考えて自分たちでできることをまずして、それでもなおかつ行政の力をかりていくといった地域の方の自主防災ですか、特に、の方たちへの指導というのはこれからもっともっと重要になってくると思います。講習会とか研修会とかぜひ町で企画をしていただいて、地域住民の方にもどうしたら自分の命を自分で守れるかということも町としても考えていっていただきたいと思います。

結局、まず、物は配りましたよね。今回投光機、水道のタンク、いろいろなものを配りました。けれども、実際に使えなくては意味がないんですね。これからは人の育成が大切だと思

います。そういった意味でも自主防災だけに頼らないで、多くの地域住民の方が防災意識を高められるような計画を町としてもぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 平間議員おっしゃるとおり、今回の大震災でもってやはり住民の意識というのが大分私も変わっているように思います。やはりこういう時期にそういったことの啓発活動をぜひ来年度に向けて実施したいなというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひ強く要望しておきます。お願いいたします。

あと、防災マップ。防災計画、防災マップの見直しも先ほど見直しはかけますということだったんですけれども、ぜひ防災マップに関しましても、例えば水害、柴田町は水害関係が特に多いと思うんですけれども、まず防災マップを見て、皆さん、多分自分の家のところまで水が来なければ安心だという想定をされると思うんですね、まず。それは今回の釜石の方でも、それはまず防災マップの想定にとられるなということで、来る可能性もあるし、そういった教育なんかも子供たちに植えつけて、絶対安全ということはないですので、そういった面での教育をぜひお願いしたいと思います。

あと、先ほど自主防災の方で地域のリーダーということだったんですけれども、やはり地域のリーダーを育てるということは少しでもやはり行政の負担を減らすということに大きくつながりますので、ぜひリーダー育成と学校の中の先生方の防災の教育、あと子供たちの教育をぜひ徹底していただきたいと思います。

ちなみに神奈川県なんですけれども、学校における防災教育指導教材というのがありました。いろいろな各学年によって、低学年はこういう地震になったときどういうふうに行動するとか、中学生はこういった行動をするよとか、そういったのがありましたので、ぜひこういったものも活用しながら、あと、宮城県でも先生を育てるということですので、そういったうまく一緒にさせながらぜひ生きた防災教育をして、子供たちは本当に大人になればもっとも子供たちの能力を必要としますし、いつまでも子供ではありませんので、そういった教育をぜひ推進していただけるよう要望いたします。お願いいたします。

大綱2問、自転車教育の推進なんですけれども、先ほど町長の答弁でもありました自転車に関する乗り方のマナーについては、もちろん親が子供を連れて自転車を乗りながら町の危ないところ、こういった乗り方をするんだよというのを教えていかななくてはいけないと思うん

ですけれども、特に小学校に入学する際には補助輪がとれて公道を走る子供たちが多くいます。とまらなくちゃいけないところも平気で路地をバーッと出てきたりとか、危ない場面も多く見かけることはあります。特に身体に合っていない大きな自転車だったり、ヘルメットを着用していない子供さんもいると思うんです。今、学校ではヘルメットの着用というのは義務化しているのでしょうか、それともしていないのでしょうか。伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 自転車通学をしている学校が今のところ柴田小学校、槻木小学校、それから船岡小学校で自転車通学を認めているわけなんですけれども、その子供たちについてはヘルメットは着用するように指導しております。

そのほか家庭で子供さんが乗っている自転車につきましては、そこまでは指導はしていない状況だと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひヘルメットに関しては、何年か前に小学生がブロック塀に頭をぶつけて、ヘルメットをしていれはもう少し軽く済んだのにヘルメットを着用していなかったことで結構重大な事故が起きたという事例もあります。ぜひヘルメットの着用の義務化というのを進めていっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 実はヘルメットにつきましては、学校の方に着用の権限とか、させる権限とか、あるいは義務も法的にはございません。小学生の場合は13歳以下ということなんです、これは親の方にヘルメットを子供に着用させる義務があるということです。ですから、小学校の方で比較的ヘルメットの着用がうまくいっているのは、そういった親の方に法的な義務があるから学校の方でもほぼ半ば強制的に着用をお願いしますということで着用をお願いすることができますが、ただ、中学校はご存じのようにこれは13歳以上になってしまいますので、学校の方にも保護者の方にも権限、法的な権限がないということで非常に難しい対応になっております。したがって、ヘルメット着用を校則等で決めている学校もありますし、それから着用させていない学校もあると。たしか船岡中学校はさせていないかもしれませんが、槻木中学校はさせている。船迫中学校もさせていると思いますが、隣、大河原中学校もさせていませんし、さまざまな対応になっているというのはその辺の非常に難しいところがある。実質的になかなか実効性がないと、学校の方で強制しても。しかも法的なそういうふうな縛りがなかなか難しいという事情があるということをご理解をいただければと思い

ます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 宮城県の警察交通安全対策協議会の方で出ているチラシには、児童幼児の保護者責任者は、自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶせるというふうになっていますので、特に中学生になると、特に女の子なんか髪型が嫌だとか、男の子もそうでしょうけれども、特に小学生に関しては結構かぶっていないお子さんもいらっしゃいますので、ぜひ保護者の方に、ヘルメットを義務化というか、安全性を強く訴えて、ヘルメットをかぶっていれば事故、何か危ないことがあっても大分けがを軽減できるよといったようなことをぜひ教育委員会の方でも言っていただいて、できれば小学生は全員ヘルメットをかぶっているようなことを推進していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 各小学校から保護者に対しまして学校だより等を通したりしながら、ヘルメット着用、自転車の安全な乗り方について指導、それから啓蒙していきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひよろしく願いいたします。

あと、自転車運転免許制度の件なんですけれども、練馬区の各小学校では自転車に関する実技試験、筆記試験を受験した子供たちに対して自転車運転免許証を発行しているということでした。平成21年度では51校で4,734人の子供たちが受験をして、実際に運転免許証をもらっていると聞きます。運転免許証、車はちゃんと自動車学校に行つて免許を取りますけれども、自転車は本当に手軽に乗れる非常に大変便利な乗り物ですが、どうしてもそういう免許制度というのはありません。特に小学生のうちからきちんとしたマナーを覚えさせるというのはもちろん必要ですし、各小中学校でもPTAの活動の中で自転車安全教室、交通指導隊の方、スクールガードリーダーの方のご指導を踏まえてやってはいますけれども、例えばそういうことを受けたお子さんに対して、全員ではないので、受けたお子さんに対してそういう免許証を交付するとか、町としてもそういうふうにするとうちの子供たちも受ける手ごたえがあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 例えば東京の荒川区の場合については、自転車の事故が交通事故全体の60%を占めるというようなことや、駅周辺などの放置自転車が1万台撤去されると

というようなことで、区と警察署が立ち上がって自転車の免許制度がスタートしたというような経緯があります。それから兵庫県の尼崎市の場合については、人身事故に対する自転車事故の割合が過去11年間連続してワースト1位だったというようなことから、荒川区の例を参考にして尼崎市では取り入れたというような例がございます。いずれにしましても深刻な自転車の事故の状況からこういうような制度を取り入れたということで、若干柴田町とは状況が違っているのかなとは思っています。

ただ、交通ルールとか交通マナーを向上させて自転車の事故を防止するということは大切なことと考えております。

ただ、自転車の利用については家庭の判断であるということや、交通規制に関しては学校が何の権限も持っていないというようなことがありますので、学校が免許証を発行することについてはちょっとなかなか難しいのかなということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） そうでしょうね。わかりました。

ただ、柴田町は仙台大学を抱えていることで、特に20代前後の学生さんの運転のマナーが非常に悪いということで地域住民の方からもいろいろお声が上がってきています。特に、皆さん小学校のときは気をつけて歩いていたんだろけれども、だんだん大人になると平気で信号無視をしたりとか、そういったものもふえてきております。そういった面において、やはり子供たちのお手本となる大学生は大人ですから、そういった意味でもまず大学の方とうまく連携をとって、自転車マナー向上をさせるための啓蒙活動は先ほど町長の答弁からもしているということで伺ったんですけれども、さらにもう少し何か、罰則まではいかないけれども、危ない運転をした大学生さんに関してちょっと何か注意するとかなんとかというのは警察とうまく連携をとって、例えばスクールガードリーダーさんとか交通指導隊の方のご協力を得ながら何かできないんでしょうか、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今の件についてお答え申し上げたいと思います。

実は仙台大学生についてはやはり自転車のマナーが悪いということで、実は大河原警察署管内でもかなりやはり目に余るというようなところで、今、大学生を中心に強制的に警察の方で赤切符とか切符を切って強制的な指導をしているというようなところなんです。例えばなんですが、傘を差しながらとか、携帯電話をしながら運転した場合、これについては罰金が5万円以下というようなことが決められております。それから、信号機を守らない場合も3カ月

以下の懲役とか5万円の罰金と、こういうような法で決められているものを適用しながら、やはりモラルの改善をしていこうということで強制的に今乗り出しているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひ、特に大学生はこれからのやはり日本を担っていく、私たちの老後を面倒見てもらう大切な大切な大人ですので、ちょうど私も大学生の子供を持って自転車の乗り方には口を酸っぱくして言っているんですけども、できるだけ無灯火で走っている子供を見たら電気つけなさいと怒るんですけども、くそばばあて言われて、この前ちょっとあららと思ったんですけども、ぜひそういったいろいろな広告とかチラシとかそういったものをうまく利用して、子供たちにも、特に大学生にも、大人にも、ぜひ今は自転車の賠償責任というのはすごく高額な金額も課せられますし、自転車と人の事故であっておばあちゃん歩けなくなったという、本当に多額の賠償金を払わされることによって、その子の将来はやっぱりなくなるわけではないですけども、将来やはりこれから背負ってもらう子供たちにとっては大切なことですので、ぜひそういった啓蒙活動を進めていっていただきたいと思います。本当に大人の皆さんはご存じでしょうけれども、お酒を飲んだら自転車には乗れませんので。それをまだまだ知らない大人の方は結構います。そういった面でも、警察と連携してでしょうけれども、進めていっていただきたいと思います。柴田町で自転車事故がゼロとはいかないまでも減るように進めていっていただきたいと思います。

それと、自転車専用レーンなんですけれども、大河原の駅前に自転車専用レーンはありません。ぜひ柴田町でも、全部とは言いません。例えば船岡駅前、槻木駅前、あとは自転車専用レーンではないけれども、新栄道路、歩道が結構広いですので、そこの中に自転車専用帯みたいなものをつくることは無理なのか、そこだけ伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は先ほどの町長の答弁にもお答えしましたように、警察署の方ではやはり道路関係を確認しまして、駅前については交通量の関係で1車線にできるかというようなことで、ちょっと自転車専用レーンについては困難なケースというふうに伝えておりました。

それから、新栄通なんですけど、実は歩道3メートル以上あると見えるんですけど、実は樹木が植えられていますよね。その凹凸の部分を入れての3メートルなものですから、やはり基本的には3メートルない歩道というような判定なものですから、ちょっとその辺についても困

難というようなところで、まず柴田町においては自転車専用レーンについては今のところ警察の方としては認可はできないというようなところの指導を受けております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 特に新栄通線の太い歩道に関してなんですけれども、どうしても散歩をされている方がいらっちゃって、あの中を自転車が通るということは本来であれば不可、だめですね。でも、結構自転車で通られている方もいるので、例えば路肩に線が入っているのでそこを通るような何か標識とか、この中は通れませんよという標識なんかを設置していただくと、自転車の方も大分、ああ、ここは通っちゃいけないんだなというのがわかると思うんですけれども、そういったことを警察に依頼というか、お願いをすることはできないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 基本的には自転車は軽車両ということでまず車道が原則というようなところで、先ほど来からいろいろなマナーもさることながら、自転車の交通に対してのやはり基本的なところを我々自身も、やはり利用する側もわからないというようなところもあります。ですから、やはりそういう基本的なところから、自転車は最初から歩道には乗れないというようなところの教育というか啓発が必要ではないかというようなことを警察の方からも言われております。一々ここは交通できません、できるというような表示をするより、もう決められていると、歩道については自転車は通行できないんだよと、これがもう法律で決められているのでなぜもう一度表示しなくてはいけないんだと、そういうような形のアドバイスを受けております。ですから、地道ですが、やはり啓発活動、モラルに訴えるしかないというようなところで、今後力を入れていかななくてはならないというようには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。それでは、地域の方にも自転車はここは通ってはいけないということをしっかりと私の方からではないんですけれども、すごい心配されていた方がいらっちゃったので、伝えていくようにしたいと思います。ぜひ町の方でも自転車は車両ですということを強く訴えて、子供たち、大学生、地域住民の方にいろいろな啓蒙活動をさらに行っていただくよう強く要望して、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん、ちょっとお待ちください。先ほど教育総務課長が、学校防災研修に職員参加をさせるべきではないかと質問したんですけれども、答弁漏れがあっ

たので。答弁してください。教育総務課。職員ですね、学校職員を防災研修に参加させていくべきじゃないかというふうに質問あったんですけども、答弁漏れがあったんです。

○教育総務課長（小池洋一君） 先ほど学校の教員が各学校から1名ずつ参加させるということでお話したんですけども、学校に配置されている町職員のことなんですよね。町職員については、今回は研修会の参加には考えておりません。

○議長（我妻弘国君） 以上で、1番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、3番佐久間光洋君、直ちに質問席において質問してください。

〔3番 佐久間光洋君 登壇〕

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。大綱2問質問いたします。

1. 放射能観測、次の展開は。

福島原発の放射能漏れ事故発生から9カ月になりますが、連日放射線量の測定をし続けております。この9カ月の観測から何がわかったのか。そしてその対応はどうだったのか。今後はどうするのか見通しを伺いたい。

私たちはこの9カ月の間、報道の資料などで放射性物質の拡散状況の全体像は理解できるようになったと思います。また、時間経過とともに新しいこともわかってきました。

福島県の米から基準値を超えるセシウムが検出され、その原因として山からの沢水がかかっているのではないかとの見方があります。これは放射性物質は動いていることのあかしと考えます。側溝にたまった土砂から高い放射線が検出されたとの報道が各地でありました。柴田町の観測地点は校庭や駐車場などの平坦な土地です。町内には山林もあれば沢水の流れる場所や建物の屋上からといを伝わって集積する場所もあります。定点観測は現状の変化には対応していないのではないのでしょうか。

また、放射線量観測の開始時点では状況の把握ということだったと思いますが、これからは安心につながる測定をし、公開すべきと考えます。

そこで質問いたします。

1) これまで行ってきた定点観測はいつまで続けるのか。これまでの観測からわかったことは何か。

2) 昨今の当町の測定結果や近隣市町村の測定結果から見ても大きな変化は見られない。定点観測はやめるか、頻度を下げるとかでも大丈夫なのではないか。

3) 地形や水流を考慮した地点での観測を加えるべきではないか。

2. 水路の維持管理に有償ボランティアを。

地域の水路の維持管理、江払いという表現がされておりますけれども、のことが話題になります。議会懇談会でも継続の難しさを指摘されております。

従来、地域の受益者で行われてきた江払いや堀払いが、高齢化に伴い、参加者の確保ができにくくなっているのが大きな理由のようです。この構造的な問題は時間とともに深刻になっていくのは目に見えています。地域での人員確保が難しければ町民の方々に協力をお願いしてはいかがでしょうか。無償のボランティアで協力をいただいていることに対しては感謝にたえません、特定の作業は有償でのボランティアを募ってでも対処しなければならないと考えます。町としてはどのように対処していくのか伺います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐久間光洋議員から大綱2点ございました。

まず、放射能関係でございます。1点目と2点目は関連しますので、一括でお答えします。

これまでの空間放射線量の測定調査につきましては、定点観測施設2カ所、学校教育施設、私立幼稚園も含みますが13カ所、児童福祉施設8カ所、生涯学習施設4カ所、野外運動場4カ所、公園6カ所、集会所4カ所の41カ所を測定しております。定点測定では5月9日から測定していますが、例えば役場駐車場で毎時0.18マイクロシーベルトだったものが、震災から9カ月たっても、また9月21日の1時間当たり60ミリの台風15号にさらされても現在は毎時0.12マイクロシーベルトと、そんなに劇的な測定数値の変化は見られませんが、相対的に測定当初から比べると、少しずつであります放射線量は減少している状況であります。

しかしながら、放射線に対する町民の不安はまだ払拭されておらず、関心も高いと認識をしております。現在のところ毎日県へ報告し、放射線を測定した結果を県のホームページで公表していることから、定点観測を含めた各測定施設での測定は今後も継続してまいります。

また、頻度の問題につきましても、観測データの継続性のこともありますので、引き続きこれまでどおりの頻度で測定を実施していきます。

次に、3点目、地形や水流を考慮した地点での観測を加えるべきではないかと。定点測定も含めた各測定施設については今後も観測を継続してまいります。加えて、山を背にした場所や水流など地形的な面なども考慮した4カ所程度ふやした測定も今後実施の方向で検討してまいります。

次は水路の関係でございます。午前中、加藤克明議員の質問でもお答えしておりますので、

答弁が重複するかもしれません。

用排水路の江払い、江刈りについては、現在柴田町土地改良区に委託し、各集落単位にお願いをして実施してもらっていますが、出役金として1回おおむね5,000円、草刈機借上料1,400円を町が支払っており、ある意味で有償ボランティアの形態になっているのではないかと考えております。ただし集落によっては2回だけでなく3回実施している場合がありますので、この1回分はボランティアということになります。

集落の江払い、江刈りの実施方法は異なりますが、大部分が生産組合単位に堀の延長などを決めて組合の責任で行っています。組合によっては高齢者世帯が多く実施困難になっている場合には、隣の組合が支援したり、集落全体で支援したりしてカバーしている状況です。集落以外から応援してもらおう方法もあるかと思いますが、これまでの共同作業の精神である、集落のことは集落で解決することを基本に据え、来年度1年かけて行政区長、生産組合連合会長、土地改良区と協議しながら、新たな用排水の管理のあり方を構築したいと考えております。

また、来年度から新たにスタートする農地・水・環境保全事業に13集落が取り組めるように交付金の上乗せや職員の配置等の支援措置を講じるとともに、農村集落プロジェクトと並行して農村集落の活性化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 佐久間光洋君、再質問ありますか。許します。

○3番（佐久間光洋君） まず放射能関係から。これまでと同様に続けていくということで、新たにつけ加えた4カ所、それらをやるということなんです。まず、その4カ所、どういったところなのか、どの地点なのか教えていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今4カ所予定しているところは、1カ所は上川名構造改善センターでございます。2カ所目につきましては富沢集会所、3カ所目が入間田上の組集会所、4カ所目が海老穴のコミュニティ消防センター。それぞれの地域ごとにいろいろな地形の特色がございますので、これらを新たに加えて測定を実施したいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 測定地形がふえたというのはそれだけで評価はするんですけども、私が考えているのは放射能のもとですね。それは時間とともに動いているということなの

で、多分この9カ月間の間に報道なんかでどこかにたまって蓄積したという話は聞いているんだらうと思います。そういった場所が、この町内でこういったところが危ないなというふうなところ、そういったところを私はちょっと重点的にポイントを絞ってやっていただきたいなというふうに考えているんです。だから、水も同じことです。水系については、上流から、管轄の及ぶ範囲であれば町内の最終的に出ていくところまで、その過程でどのように変化したか、そういったところを調べていただきたいなというふうに思っているんですけども、考え方が全然違うでしょう。4カ所はあくまでもポイント、ポイントで。ふえたこと自体は評価しますが、ここも多分ずっとこれからはかっても変化はそんなにないと。経年変化分で、何年たつとこのぐらい減るといふ、そういった自然的な変化はあると思いますけれども、気象条件によって変わるとか、あるいは人が歩いたら変わるとか、そういった動きに対する変化というのは多分期待できないと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今4カ所新たに加えるというのは、地形的なものも考慮いたしまして、また、全町的に今測定を行っておりますが、そういう地形的なものをさらに加えるべきだろうということで、背後に例えば山があったり、または沢水がそこから流れてきたり、近くに水路が流れていたりということで、例えば福島県の方でもそういうところに放射能濃度が高かったというところもありましたので、いろいろな地形的なそういう自然条件を加えたところを再度測定箇所に加えまして今後調査をしていきたいということで現在考えていたところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうしたらなぜ山の中とかやぶとか、そういったところはここに入っていないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 放射線量というのは点じゃなくて面でとらえるということがありますので、一応現在文部科学省で行いました土壌の調査関係も大体2キロメッシュの範囲内でとらえておりますので、面的にそのセシウム濃度であるとか、今はもうヨウ素がなく、セシウムからの影響ということで、そういうできるだけ空白となるような地域、また特殊地域的に特色のあるところということで、山の中であるとかやぶの中という形ではピンポイントではとらえてなく、面でとらえているというところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 面でとらえるというのは、静的な状況のことに對しては面でとらえる、2キロメッシュでも何ぼでもいいんですけども、そこに流れる沢がずっと周りから集まってきてだんだん濃縮するといったときには、そんな2キロメッシュでなんかはとらえられないんです。これは2メートルとか3メートルとかのポイントになるので、そこはこういう地形だからこの辺が危ないんでないかということをおあらかじめ見て、そこでまずはかってみてどのくらいあるかという数値を出していただきたいということなんです。もう1回お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 地域的に今お話があったとおり、どうしても高いと思われるところが通報があった場合については、それは調査をしたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 通報ってどうやってやるんですか。今、貸し出しはしているんですか、町の方で。例えばここ危ないなというときに、じゃあ通報する前にまずはかってみるからと言ったときに、町の一般個人がそのためだけにやっぱり何万円も出すというのはちょっと要請はできないですから、町の方で貸していただけるのであればはかってみたいと思いますけれども、どうなっているんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 現在、町民の方からどうしても、今町の方では月2回、月初めと月半ばにお知らせ版またはホームページで測定データを公表しておりますが、どうしても不安だという方がいた場合については、実は11月22日から不安と思っているご家庭の方から連絡があったところについて現在まで11カ所測定をしております。測定の結果、その場でお知らせしたところ、周辺の今まで出ている測定データとそんなに大きな変化はないということで安心されているということで、現時点では特に心配があるというご家庭から連絡があった場合については、測定、毎週、毎日やっていますので、常に体制はできないと思えますけれども、できるだけ調整がつくところで測定を現在実施しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 今の話は、通報というか依頼があったらはかりにいくということで、機械を貸し出して自分ではかるということではないということですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町民環境課長（佐藤富男君） 実は町村によっては機械を貸し出しているところもありますけれども、機械の測定の仕方によっては、誤った測定というようなことで逆に不安を広げるといふこともありますので、現時点では町の方としては、そういう不安のある方については貸し出しということじゃなくて出前の測定ということで、正しくはかって町民の方に安心をしていただくということで、貸し出しではなくて出前の測定を行っているという現状です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） わかりました。それは最低限やるということなんですね。

それから、あと、お話に出ておりますけれども、とにかく安心につながるという、そのところがもう今の段階では一番必要なことだろうと、重要なことだろうと思うんです。それで、里山のハイキングコースあたりもこれから、今まだちょっと寒いですがけれども、春になればいずれまた大々的に商業をやって人集めをしたいというふうなところに流れていくんだらうと思いますが、例えば仙台から見ればこちらは南の方でありますから多少心配をされる方もいるのではないかと。里山ハイキングコース、どんなところか行ってみたいといったときに、ここは放射線量がどのくらいあるんだというふうな心配がされる。安心してそこに行けるかというような、そういったことの対処はとっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 残念ながらそういうことは考えておりませんので、これまでも対処していないというのが現実でございます。議員がおっしゃるようなそういう心配の方がいるのであれば、今後、町民環境課と連携して、何カ所か空間放射線を測定したいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） やっぱり城址公園なんかも同様なんですね。口に出してどのぐらいの人が言うかはわかりませんが、私、ここの町内に住んでいて、まあ多分大丈夫だべなという感覚はあるんですけども、本当にこれで問題なく大丈夫だというふうな自信があるかと言われれば、それはなかなかそうだとはいえ切れない部分があります。ましてやよそから来るとなると、その辺のところは全然わからないわけですから、ですから、聞かれてからやるよりは早目に、もう人が集まるようなところは大体予想はついているわけですから、春先に向けてお祭りが始まる季節の前にはそういった地点はすべてはかって、そして聞かれるまでもなく、ここは幾らであるというふうな表示を出した方がよほど安心につながるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） とりあえず都市建設課長。
- 都市建設課長（大久保政一君） 随分前から町の方でそれぞれの場所を測定していますけれども、城址公園、当初は測定していませんでした。5センチの高さということで各公園はかっているんですけれども、10月3日から城址公園も当然人が集まるだろうということで現在測定を実施しているところでございます。
- 議長（我妻弘国君） 課長、状況どうなっていますか。
- 都市建設課長（大久保政一君） 実施結果、5センチのときには、直近で言いますと11月28日、5センチで0.16でした。12月5日、5センチなんですけれども、そのときは50センチではかりまして0.14という内容になってございます。
- 議長（我妻弘国君） 次に、町民環境課長、答弁をお願いします。全体的なこと。
- 町民環境課長（佐藤富男君） 今、公園等もあったとおり、今、城址公園が追加されたということですので、そのように新たに測定をしなければならないというところについては災害対策本部等でも審議いたしまして、新たな不安のあるようなポイントについての測定を検討していきたいというふうに考えております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（佐久間光洋君） これまでずっと観測を続けてきたということはよくわかります。ホームページも、それからお知らせ版等でもよく見ております。問題は、3月から12月、はかったのが11月だったとしてもこの何か月間、半年以上、自然的な低くなっているというふうなところ、その変化の量ですね、その辺をちょっと考察いただきたいというか。さっきの話にありましたけれども、ほとんど変わっていないということなので、今度城址公園あたりを追加したと。そこまでやるともう大体町内のマップはでき上がるんだろうというふうに思います。私も実際にそのマップをつくってみようかと思いました。そうしたら、話にありましたように、5センチではかった、50センチではかったというふうな、そういった条件の違いがあるとなかなか線で結べないというジレンマがどうしても発生してしまうんです。だから、そこは、人間がそこにいてということですから、特別な状況でもなければ50センチなり何なりと決めて、同一の条件で比べられるような成果を出していただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（佐藤富男君） 県の方から統一した方針が出ております。5月の当初については県南部地域が比較的東京電力福島第一原発に近い位置だということで県南部の地域だけ行

っておりましたが、その後、7月11日から県内一斉にすべて調査するというふうになりました。そのときに測定の仕方を統一しましょうというようなことで統一されまして、現在、小学校であるとか児童館、これについては50センチ、あと中学校については1メートル、あと一般の測定施設は1メートルということで、このように統一されておりますので、これではかっていただければ統一した数字が出るものと思っております。

また、国でも航空機モニタリング調査というのを出していますけれども、これについては空間放射線量1メートルというようなことでの国の評価でございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そういうふうに高さがいろいろあるというのは、それは目的のためにそういった高さを規定しているわけで、それはそれなりの意味があるんです。私が考えているのは、安心していただけるかというのに結びつくデータということなので、例えば子供連れで行ったときに大人はまあなんとかいいやと、子供がどのぐらいなんだろうって一番心配するような、だから、それは柴田町が独自に決めていいんじゃないですか。だから、最初言ったように、頻度は落とさないということなんだけれども、私は頻度を落としてもいいからそういったところを柴田町独自の考え方ではかって、やっぱり50センチではかったところと1メートルではかったところと今は同じ値を線で結べるというそういうソフトがあって、マップがつかれるんです。ただ、高さが違うと条件が違うからそれはできなくなるということなので、あくまでも同じ高さの条件ではからなくちゃいけないということがあるので、いろいろなデータを出してもらったって、数字がいっぱいあるだけで本当に見比べできないんですよ。だから、柴田町は子供、例えば子供の中心を65センチなら柴田町65センチにしましたと。それで、いろいろなところに行ったときにこのぐらいになりますというふうな、そういった目的を限定したはかり方をさせていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 例えばでありますけれども、町で基準を独自に決めたらいいんじゃないかとなりますと、確かに決めた場合、ほかとの比較検討する場合に、同じように、例えば今の事例ですと、例えば65センチという事例がありましたけれども、ほかも65センチという例えば基準でやっているのであれば比較検討もできるんですけども、町独自にそれをやった場合、他の基準との比較検討ができなくなってまいります。先ほどお話ししましたように、現時点では子供の高さについては50センチ、中学生1メートル、一般1メートルと

いう基準がありますので、それですと他の地区との比較検討もできますので、そのようなはかり方でやっていくべきだろうと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） じゃあ、余り進展しないようですから最後をお願いします。すべての高さではかっていたかどうかはできないかなと。中学校は1メートルでなくて、どこも地べたと50センチと1メートルと。その3点はかかってもらえばあとは好きなところを選ぶとすることができるので、それはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） すべて例えば50センチ、1メートル、すべてのポイントで2点、3点とやればよろしいんでしょうけれども、できるところについてはやりたいと思いますが、1日の中でそれらをはかるというのは非常に難しい点もありますので、可能な範囲の中では、50センチと1メートルがはかれるポイントについてははかれるように検討してまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） とにかく測定地点を幾らかでもふやして、いろいろな場所で、散らばるような、それで町内を満遍なく網羅するような、そういった地点にふやしていただきたいという本当に素朴な希望でございます。それでも足りなければ、通報すればはかってくれるということなので、その点は場所は指定しますから、それはそれでお願いしたいと思います。

先日、船迫小学校でPTAの方たちが集まって除染活動をやりまして、相当効果があったと。皆さん本当に心配しております。私もその日、伺いました。やっぱりやればやったでまた次の問題が出てくるというか、側溝にたまった土砂を1カ所に集めたんですけれども、多分ここはいっぱいたまっているんだろうなという思いで皆さん方、お父さん、お母さん方、スコップで集めたと思います。それを1カ所に集めましたから、今度はそのそばに行ったら大丈夫なのか、危ないんでないのか。これもやっぱりどのぐらいあるかわからないから心配をするわけで、漠然とそういったやっぱり集まる場所だからきっと濃く集積しているんだろうな、それをまた集めたんだからもっと濃くなるんだろうなというふうな、そういった心配事なんです。だから、なるべく早く片づけてということで早速撤去していただきましたから一応安心はしましたので、その辺はお礼を言いたいと思いますけれども、とにかくこのところはどうも安心みたいだというふうな、そういう実感に結びつくような活動をこれ

からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番に移ります。

これは冒頭に加藤議員のこれと同じ内容でお話がありましたけれども、私はちょっと視点が違ふというか、やはり観光で柴田町これからやっていくというときに、例えば槻木の農村地帯の風景を頭の中で浮かべまして、蔵王の方向に夕焼けが出ていてなかなかいい農村風景だななんて思ったんだけど、川原はかなり草ぼうぼうであるというふうなのではちょっとこれは観光客を呼ぶということに対しても大変申しわけないというふうな、そんな気持ちがございます。それは観光としての資源として使う場合の意味ですね。

それから、あとは水路としての機能的なものを維持するという意味での意味といろいろな目的がありますから、どれを選ぶかによっては対応が変わってくるのかと思ひますけれども、どうもここ何年間の中で何回かこれと同じような質問というか、苦情と言つたらいいのかどうかは知りませんが、このままで本当に大丈夫、維持管理やっていけるのかなというふうな心配がまず先に立つわけですね。どうも本来コミュニティーでその維持管理をやってきたという歴史的な経過はあるわけなんですけど、コミュニティーの構造自体がもう変わってきているというふうな時点で難しいんだらうと、先行きが。抜本的な対策をするためにはどうしたらいいかといつたら、結局はコミュニティーで何とか維持できないんであればもうちょっと枠を広げないとだめなのかな。ただ、作業でも結構危険な仕事の作業なんかが含まれるので、やっぱりだれでもというわけにはいきませんから、そこは権利義務をしっかりと制度的に決めて、それでそういったことに協力をしていただけるといふ方を、制度として有償のボランティアとして町のそういった観光のためにも維持管理のためにも働いてくれたらいいんでないのかなというふうに思ったのがまず出発点なので、先ほどの町長の答弁ではそこまで必要ないということなので、ということは、現状で何とかなると、これから大丈夫だということなんでしょうか。再度念を押させていただきます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 先ほど町長が必要がないということではなくて、午前中の加藤議員にもお話ししましたように、用排水路、大きい排水路から、本来農家が受益者としてやらなくてはいけない小堀というんですか、そういうのがあるわけでございます。そういう意味で、確かに集落のコミュニティーが昔と変化してきているというのは十分存じていますが、事、特に用水につきましては、やはり水田を耕作している人、あるいは共同でみんなで行かないと水稲がつかれないという状況にありますので、そういう意味ではなかなか町場の方か

らある程度そういう草刈りできる人、あるいはスコップを持ってきて掘り上げる人を有償ボランティアで集落に来ていただいてやっていただくのはどういうものかということで、先ほど町長はそういう制度は考えていないということでお話ししたと思います。

ただし、午前中もお話ししましたように、幹線排水路ですね、本来町なりでやらずにちゃいけないものを集落でお願いしている大きな水路につきましては、有償ボランティアというよりは、やはり今後の方向性としては、業者に委託するとかそういうことも考えなくちゃいけないなというふうに思っています。そういう意味で、来年1年間関係者と協議しながらどういう方向がいいのか考えていきたいなというふうに思っています。

それから、佐久間議員がおっしゃる例えば有償ボランティアであれば、集落によってはまだまだ今のところ自分のエリア以外に隣の地区に手伝いに行ってもいいですよという地区もありますので、そういう意味では集落間の連携というんですか、そういうものも来年度いろいろ話を聞きながらうまく仕組みを構築したいなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） その維持管理の目的が果たせられれば例えば業者に全面委託という、それは方法としてはそれはあるかと思うんですけれども、先ほど話したとおり、歴史的に地域の共同企業体がそれを担ってきたというやっぱり伝統というものをあくまでも尊重すべきであるというふうに思うんですよね。だから、そういうことで全面委託となったら、金を出せばというか、それは農家の方に負担金が出るのかそれはわかりませんが、町で全面的にやるのか、その辺はどういうふうにやるのかわかりませんが、今まで以上に費用はかかるのかなと、その辺は問題ないのかなというふうに思うんですけれども、ただ、何年間のうちに何回かこういった話を聞くものですから、もしかしたらこういった町のレベルで考えているのと現場で考えているのと思いが違うのかなというふうなことちょっと危惧してしまうんですけれども、やり方について何か問題点というのはいないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 用排水路のこの仕組みにつきましては、昭和48年ころから町の方でお金を出して、長い歴史があるわけですが、恐らく、調べた結果では48年から賃金という形で出しているんですけれども、それ以前からも集落でそういう用水路、排水路というのはみんなで共同でやってきたというふうに思っております。ただ、町の方が実際に排水路の草刈りなり江払いをやっているものに対してある程度、1人5,000円ぐらい、1回出てもらえば支払うというふうになったのが48年からということでございます。集落によって、今、

行政区なり連合会、それから生産組合ということで40幾つかの団体にお金を土地改良区で支払っているんですけども、その支払ったものももらっている出役料ですね、それも各地区でそれぞれみんなばらばらなんですよ。例えばある地区では行政区の区費に充てている行政区、あるいは生産組合の予算にしているところということで、それぞれ地域の実情に応じて使い道が違っているというのが実態です。

それから、先ほどから幹線排水路の話をしてはいますが、江払い、江刈りの実態も、幹線の用排水路を草刈りなり江払いをしている地区、あるいはまるっきり1反歩の田んぼの畦、用水路ですか、支線、小さい小堀だけをやっている地区、その形態もみんなばらばらなんですよ。ですから、各地区によっては、おれは田んぼもつくっていないのに何で出なくちゃいけないんだと、そういう地区もあります。あるいは、いや、みんなで、私、田んぼ頼んでいて、実際田んぼをつくっていないんだけど、同じ地区に住んでいるので、ずっと昔からこうやって共同でやってきたので出なくちゃいけないと、そういう考え方の方もおります。最近では、やはりそういう共同の精神が強いものですから、お年寄りの世帯ですね、65ぐらいのお年寄りですと、おら出られないから、中には、私のかわりにシルバーに頼んで出てきてもらっている地区もあります。あるいは、出られないので、先ほど午前中も話がありましたように5,000円ぐらいを集めている地区もあります。そういう意味で、いろいろ以前と違って共同作業ができなくなっているという現実で、議員さんがおっしゃるように、とらえ方がみんな違うふうになってきているのかなというふうに思います。

そういう意味で、何とか来年1年間かけて各地区からお話を聞きまして、全部が委託するというのは不可能ですから、本当に大きい堀なりで町がここはやった方がいいんじゃないかという一部分だけは町が直接頼むとかということもちょっと考えてみたいなということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） わかりました。目的を達成すれば、方法はどうあれ、聞くといろいろ細かいこともあるようですから、ちょっと様子を見て、何年か後にまた問題が継続しているようであればそのときにまた質問したいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて3番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時34分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月12日

議 長

署名議員 番

署名議員 番